

No.	事業名	所管局
領域 I 働く場における女性の活躍		
① 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進		
ア. ポジティブ・アクションの推進		
1	男女雇用平等参画状況調査	産業労働局
2	事業者団体との連絡会等	産業労働局
3	職場における男女平等の推進	産業労働局
4	女性の活躍推進事業	産業労働局
5	女性の活躍推進人材育成事業	産業労働局
6	女性の活躍推進等職場環境整備事業	産業労働局
301	女性の活躍推進加速化事業	産業労働局
7	公共調達を通じた女性活躍の支援	財務局
329	建設業における女性活躍推進事業	建設局・各局
イ. 雇用機会均等に関する普及啓発		
8	資料の発行・整備	産業労働局
9	職場における男女平等の推進	産業労働局
② 女性の就業継続やキャリア形成		
ア. 働きやすい雇用環境整備などによる職場における女性の活躍推進		
10	いきいき職場推進事業	産業労働局
11	雇用環境整備推進事業	産業労働局
330	働きやすい職場環境づくり推進事業	産業労働局
12	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	産業労働局
13	仕事と介護の両立推進事業	産業労働局
14	中小企業従業員融資	産業労働局
15	女性の活躍推進事業	産業労働局
16	女性の活躍推進人材育成事業	産業労働局
17	女性の活躍推進等職場環境整備事業	産業労働局
18	パートアドバイザー制度	産業労働局
19	労働相談	産業労働局
20	非正規雇用に関する法令等普及啓発事業	産業労働局
302	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	産業労働局
303	女性の活躍加速化事業	産業労働局
304	家庭と仕事の両立支援推進事業	産業労働局
305	働く人のチャイルドプランサポート事業	産業労働局
306	働くパパママ育休取得応援事業	産業労働局
21	職業訓練の実施	産業労働局
イ. 働く女性のキャリア形成意識の醸成、悩みや不安の解消を進める取組		
22	キャリアデザイン意識の醸成	生活文化局
23	女性・青年農業者育成対策	産業労働局
24	農業改良特別指導	産業労働局
25	働く女性への支援	生活文化局
331	建設業における女性活躍推進事業	建設局・各局
ウ. 保育サービスの充実		
26	保育サービスの拡充	福祉保健局
27	認証保育所の推進	福祉保健局
28	認証保育所に対する税制支援	主税局
29	私立幼稚園等における預かり保育の推進	生活文化局
30	認証保育所の指導監督等	福祉保健局
31	認可外保育施設に対する巡回指導強化事業	福祉保健局

No.	事業名	所管局
32	認証保育所等研修事業	福祉保健局
33	認可外保育施設利用支援事業	福祉保健局
34	待機児童解消に向けた税制支援	主税局
35	認定こども園の推進	福祉保健局・生活文化局・教育庁
36	子育て推進交付金	福祉保健局
37	延長保育	福祉保健局
38	病児保育事業費補助	福祉保健局
39	院内保育施設の支援	福祉保健局
307	ベビーシッター利用支援事業	福祉保健局
40	都立病院・公社病院における病児保育事業の実施	病院経営本部
41	企業による保育施設設置支援事業	産業労働局
42	企業主導型保育施設設置促進事業	産業労働局
332	院内保育の地域開放	病院経営本部
③ 職場におけるいやがらせ(ハラスメント)問題		
ア. 相談・普及啓発		
43	労働相談	産業労働局
イ. 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策		
44	セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議の開催	総務局
45	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する研修	総務局・各局・教育庁
46	セクシュアル・ハラスメント等相談員の設置	各局
308	ダイバーシティ時代のハラスメント対策	総務局
④ 若者のキャリア教育の推進		
ア. 若者のキャリア教育の推進		
47	キャリアデザイン意識の醸成	生活文化局
48	女性・青年農業者育成対策	産業労働局
49	わく(Work)わく(Work)Week Tokyo(中学生の職場体験)の推進	青少年・治安対策本部・教育庁
50	現場体験型インターンシップ	総務局(首都大学東京)
⑤ 起業等を目指す女性に対する支援		
ア. 起業家・自営業者への支援		
51	女性ベンチャー成長促進事業	産業労働局
52	創業支援の融資	産業労働局
333	クラウドファンディングを活用した資金調達支援	産業労働局
53	女性・若者・シニア創業サポート事業	産業労働局
54	創業支援拠点の運営	産業労働局
55	創業支援施設の提供	産業労働局
56	農業改良特別指導	産業労働局
57	女性・青年農業者育成対策	産業労働局
58	働く女性への支援	生活文化局
334	女性経営者等の活躍促進事業	産業労働局
⑥ 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援		
ア. 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援		
59	女性しごと応援テラス事業	産業労働局
60	多摩地域女性就業支援プログラム	産業労働局
61	輝け!女性の就業拡大事業	産業労働局
335	レディGO!ワクワク塾	産業労働局
62	女性向け委託訓練の実施	産業労働局
336	育児・介護からのジョブリターン制度整備推進事業	産業労働局
63	保育サービス付き職業訓練の実施	産業労働局
337	保育支援つき施設内訓練	産業労働局
64	医師勤務環境改善事業	福祉保健局

No.	事業名	所管局
338	復職支援プログラム	病院経営本部
65	テレワーク導入に向けた体験型普及推進事業	産業労働局
66	テレワーク活用促進モデル実証事業	産業労働局
67	テレワーク推進センター（仮称）等の運営	産業労働局
68	女性の活躍推進等職場環境整備事業	産業労働局
339	介護休業取得応援事業	産業労働局
309	テレワーク等普及推進事業	産業労働局
69	在宅勤務普及プロジェクト	生活文化局
⑦ 普及啓発活動の充実		
ア. 情報の提供		
70	女性の活躍推進シンポジウム等	生活文化局
71	東京都女性活躍推進大賞の贈呈	生活文化局
72	働く女性への支援	生活文化局
340	建設業における女性活躍推進事業	建設局・各局
73	農業改良特別指導	産業労働局
74	男性の家事・育児への参画	生活文化局
75	普及啓発及び情報提供の実施	生活文化局
76	インターネットによる情報提供	生活文化局
77	年次報告の公表	生活文化局
78	資料の発行・整備	産業労働局
79	東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営	生活文化局
イ. 交流及び指導者研修		
80	女性団体等との交流	生活文化局
領域Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現		
1 生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)の実現		
① 働き方の見直し		
ア. 働き方の改革		
81	働き方改革推進事業	産業労働局
82	働き方改革支援事業	産業労働局
83	テレワーク導入に向けた体験型普及推進事業	産業労働局
84	テレワーク活用促進モデル実証事業	産業労働局
85	テレワーク推進センター（仮称）等の運営	産業労働局
86	女性の活躍推進等職場環境整備事業	産業労働局
310	テレワーク等普及推進事業	産業労働局
87	在宅勤務普及プロジェクト	生活文化局
イ. 男女ともに家庭と仕事を両立させるライフ・ワーク・バランスの推進		
311	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	産業労働局
312	家庭と仕事の両立支援推進事業	産業労働局
88	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活文化局
341	男性の家事・育児への参画	生活文化局
ウ. 子育て・介護等と仕事を両立できる環境づくり		
89	いきいき職場推進事業	産業労働局
90	雇用環境整備推進事業	産業労働局
342	働きやすい職場環境づくり推進事業	産業労働局
91	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	産業労働局
92	仕事と介護の両立推進事業	産業労働局
93	中小企業従業員融資	産業労働局
313	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	産業労働局
314	家庭と仕事の両立支援推進事業	産業労働局
315	働く人のチャイルドプランサポート事業	産業労働局

No.	事業名	所管局
316	働くパパママ育休取得応援事業	産業労働局
343	家事支援外国人受入事業	産業労働局
② 男性の家事・育児等への参画		
ア. 男性の家事・育児のための環境づくりの促進		
94	いきいき職場推進事業	産業労働局
95	雇用環境整備推進事業	産業労働局
344	働きやすい職場環境づくり推進事業	産業労働局
96	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	産業労働局
317	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	産業労働局
318	働くパパママ育休取得応援事業	産業労働局
97	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活文化局
345	男性の家事・育児への参画	生活文化局
イ. 男性の家事・育児促進のための啓発		
98	男性の家事・育児への参画	生活文化局
③ 妊娠・出産・子育てに対する支援		
ア. 保育サービスの充実		
99	保育サービスの拡充	福祉保健局
100	認証保育所の推進	福祉保健局
101	認証保育所に対する税制支援	主税局
102	私立幼稚園等における預かり保育の推進	生活文化局
103	認証保育所の指導監督等	福祉保健局
104	認可外保育施設に対する巡回指導強化事業	福祉保健局
105	認証保育所等研修事業	福祉保健局
106	認可外保育施設利用支援事業	福祉保健局
107	待機児童解消に向けた税制支援	主税局
108	認定こども園の推進	福祉保健局・生活文化局・教育庁
109	子育て推進交付金	福祉保健局
110	延長保育	福祉保健局
111	病児保育事業費補助	福祉保健局
112	院内保育施設の支援	福祉保健局
319	ベビーシッター利用支援事業	福祉保健局
113	都立病院・公社病院における病児保育事業の実施	病院経営本部
114	企業による保育施設設置支援事業	産業労働局
115	企業主導型保育施設設置促進事業	産業労働局
346	院内保育の地域開放	病院経営本部
イ. 地域での子育て支援		
116	一時預かり事業補助	福祉保健局
117	定期利用保育事業補助	福祉保健局
118	子供家庭支援センター事業	福祉保健局
119	子育てひろば機能の充実	福祉保健局
120	親の子育て力向上支援事業	福祉保健局
121	学童クラブ事業の充実	福祉保健局
122	放課後における子供の居場所づくり	教育庁
123	児童相談所の運営	福祉保健局
124	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進	福祉保健局
125	出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）	福祉保健局
320	産後ケア支援事業	福祉保健局
321	産婦健康診査支援事業	福祉保健局
126	児童虐待への取組の推進	福祉保健局・警視庁・教育庁
127	子供の心診療支援拠点病院	福祉保健局

No.	事業名	所管局
128	子育て推進交付金	福祉保健局
ウ. 仕事と子育ての両立が可能な環境整備づくりの促進		
129	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活文化局
347	男性の家事・育児への参画	生活文化局
130	いきいき職場推進事業	産業労働局
131	雇用環境整備推進事業	産業労働局
348	働きやすい職場環境づくり推進事業	産業労働局
132	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	産業労働局
133	中小企業従業員融資	産業労働局
322	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	産業労働局
323	家庭と仕事の両立支援推進事業	産業労働局
324	働く人のチャイルドプランサポート事業	産業労働局
325	働くパパママ育休取得応援事業	産業労働局
134	男性の家事・育児への参画	生活文化局
349	家事支援外国人受入事業	政策企画局
エ. 行動しやすいまちづくり		
135	福祉のまちづくりの普及・推進	福祉保健局
136	福祉のまちづくり事業の実施	都市整備局・交通局
350	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	福祉保健局
351	大江戸線への子育て応援スペースの試験導入	交通局
137	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	福祉保健局
138	子育て家庭の外出環境の整備	福祉保健局
④ 介護に対する支援		
ア. 介護への支援		
139	在宅介護サービス	福祉保健局
140	認知症高齢者グループホーム	福祉保健局
141	介護保険施設の整備(特別養護老人ホーム)	福祉保健局
142	介護保険施設の整備(老人保健施設)	福祉保健局
イ. 仕事と介護の両立が可能な環境づくりの促進		
143	仕事と介護の両立推進事業	産業労働局
144	いきいき職場推進事業	産業労働局
145	雇用環境整備推進事業	産業労働局
352	働きやすい職場環境づくり推進事業	産業労働局
146	中小企業従業員融資	産業労働局
147	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活文化局
353	男性の家事・育児への参画	生活文化局
148	男性の家事・育児への参画	生活文化局
2 地域における活動機会の拡大		
ア. 地域における男女平等参画の促進		
149	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活文化局
354	男性の家事・育児への参画	生活文化局
150	地域で活躍する女性の活動を紹介するイベント	生活文化局
151	共助社会づくり推進事業	生活文化局
3 男女平等参画を推進する社会づくり		
① 政治・行政分野への参画促進		
ア. 政治・行政分野における男女平等参画促進		
152	採用及び職域の拡大に当たっての男女平等の徹底	各局
153	管理職選考受験の奨励	各局
154	東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン	総務局
355	女性活躍推進のための研修の実施	水道局

No.	事業名	所管局
356	地下鉄における女性職員施設の整備方法の検討	交通局
155	審議会等への女性委員の任用促進	各局・生活文化局
イ. 教育分野における男女平等参画の促進		
156	東京都職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン（教育委員会）	教育庁
② 防災・復興分野への参画促進		
ア. 防災における男女平等参画の促進		
157	女性防災人材の育成	総務局
158	女性視点の防災ブックの活用促進	総務局
159	防災（語学）ボランティア	生活文化局
160	防火防災訓練の推進による地域全体の防災力の強化	東京消防庁
161	消防団活動継続のための環境整備	東京消防庁
357	女性消防職員の活躍を支援する環境整備	東京消防庁
③ 教育・学習の充実		
ア. 学校での男女平等		
162	学校における人権教育の実施	教育庁
163	人権教育に関する指導内容や方法の改善・充実	教育庁
164	都立高校における男女別定員制の緩和	教育庁
165	インターンシップの推進	教育庁
166	わく(Work)わく(Work)Week Tokyo（中学生の職場体験）の推進	青少年・治安対策本部・教育庁
167	進路指導の充実	教育庁
イ. 研修・情報提供		
168	教職員への人権研修の実施	教育庁
169	社会教育関係職員等研修の実施	教育庁
170	情報資料の収集と提供	教育庁
ウ. 多様な学習機会の提供		
171	都立学校公開講座	教育庁
172	自主学習活動の支援	生活文化局
173	職業訓練の実施	産業労働局
④ 社会制度・慣行の見直し		
ア. 都庁内における対応		
174	都職員の旧姓使用	総務局・各局
175	庁内広報誌作成のポイント	生活文化局
176	男女平等参画推進会議の運営	生活文化局
⑤ 生涯を通じた男女の健康支援		
ア. 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援		
177	周産期母子医療体制の整備	福祉保健局
178	小児救急医療体制の整備	福祉保健局
179	母子保健医療に関する相談事業・情報提供事業	福祉保健局
358	妊娠相談ホットライン	病院経営本部
180	医療費の助成等	福祉保健局
181	不妊治療費の助成	福祉保健局
182	不妊検査等助成	福祉保健局
イ. 各年代に応じた健康支援及び性教育		
183	学校における性教育の実施	教育庁
184	性感染症対策・エイズ対策	福祉保健局
185	エイズ啓発拠点事業の充実・強化	福祉保健局
186	エイズ対策普及啓発活動の強化	福祉保健局
187	生涯を通じた女性の健康支援	福祉保健局
188	女性専用外来の設置	病院経営本部
359	女性医療の充実	病院経営本部

No.	事業名	所管局
360	女性の健康等に関する普及啓発	病院経営本部
189	生活習慣改善推進事業	福祉保健局
190	「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業	福祉保健局
191	地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業	福祉保健局
361	地元から発信する健康づくり支援事業	福祉保健局
192	女性のがん対策強化事業	福祉保健局
193	自殺総合対策東京会議	福祉保健局
194	自殺問題に関する普及啓発	福祉保健局
195	「ゲートキーパー」の養成	福祉保健局
196	「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の構築	福祉保健局
197	夜間こころの電話相談事業	福祉保健局
198	東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～	福祉保健局
199	地域自殺対策強化事業	福祉保健局
326	SNS自殺相談	福祉保健局
362	女性アスリートへの支援（普及啓発冊子の作成）	オリンピック・パラリンピック準備局

領域Ⅲ. 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

① ひとり親家庭への支援

ア. ひとり親家庭の相談や就業支援等

200	東京都ひとり親家庭支援センター事業	福祉保健局
201	母子・父子自立支援員の活動	福祉保健局
202	ひとり親家庭等生活向上事業の実施	福祉保健局
203	ひとり親家庭等在宅就業推進事業	福祉保健局
204	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉保健局
205	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	福祉保健局
206	東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉保健局
207	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局
208	ひとり親家庭相談窓口強化事業	福祉保健局
209	職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	産業労働局
210	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助	福祉保健局
211	児童扶養手当・児童育成手当（育成手当）の支給	福祉保健局
212	母子及び父子福祉資金の貸付	福祉保健局
213	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	都市整備局

イ. 保育サービス等の整備

214	保育サービスの拡充	福祉保健局
215	認証保育所の推進	福祉保健局
216	認定こども園の推進	福祉保健局・生活文化局・教育庁
217	一時預かり事業補助	福祉保健局
218	定期利用保育事業補助	福祉保健局
219	学童クラブ事業の充実	福祉保健局
220	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進	福祉保健局
327	ベビーシッター利用支援事業	福祉保健局

② 高齢者への支援

ア. 地域における高齢者への支援

221	緊急通報システム及び火災安全システムの整備支援	福祉保健局・東京消防庁
222	シルバーピアの整備	福祉保健局・都市整備局
223	サービス付き高齢者向け住宅等の登録・閲覧制度	都市整備局
224	(1) サービス付き高齢者向け住宅の供給助成/ (2) 東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	都市整備局
225	高齢者等入居支援事業「あんしん居住制度」	都市整備局
226	単身者向け都営住宅の公募	都市整備局
227	生活習慣改善推進事業	福祉保健局

No.	事業名	所管局
228	「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業	福祉保健局
229	地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業	福祉保健局
363	地元から発信する健康づくり支援事業	福祉保健局
230	高齢者の雇用就業支援事業	産業労働局
231	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	産業労働局
232	職業訓練の実施（高年齢者訓練）	産業労働局
233	シルバー人材センター事業の推進	産業労働局
イ. 行動しやすいまちづくり		
234	福祉のまちづくりの普及・推進	福祉保健局
235	福祉のまちづくり事業の実施	都市整備局・交通局
364	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	福祉保健局
236	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	福祉保健局
③ 若年層への支援		
ア. 若年層への支援		
237	若年者の雇用就業支援事業	産業労働局
238	職業訓練の実施（若年者能力開発訓練）	産業労働局
239	キャリアデザイン意識の醸成	生活文化局
④ 障害者への支援		
ア. 障害者への支援		
240	職員対応要領の遵守	各局
241	共生社会実現に向けた障害者理解促進事業	福祉保健局
イ. 行動しやすいまちづくり		
242	福祉のまちづくりの普及・推進	福祉保健局
243	福祉のまちづくり事業の実施	福祉保健局・都市整備局・交通局
365	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	福祉保健局
244	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	福祉保健局
⑤ 性的少数者への支援		
ア. 性的少数者への支援		
245	普及啓発の推進	総務局
246	男女平等参画に関する総合相談	生活文化局
247	人権問題に関する相談	総務局
328	性自認及び性的指向に関する相談	総務局
248	東京都人権施策推進指針の推進	各局
「推進体制」		
① 推進体制		
ア. 都における体制		
249	男女平等参画審議会の運営	生活文化局
250	男女平等参画推進会議の運営	生活文化局
251	年次報告の公表	生活文化局
イ. 相談(都民等からの申出)		
252	男女平等参画に関する総合相談	生活文化局
253	女性の福祉に関する一般相談	福祉保健局
254	労働相談	産業労働局
255	男女平等参画審議会の運営	生活文化局
ウ. 区市町村や事業者等との連携		
256	男女平等参画を進める会の運営	生活文化局
257	東京都女性活躍推進会議の運営	生活文化局
258	区市町村との連絡会議等	生活文化局
259	区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施	生活文化局
260	男女平等参画（女性）センター館長会議	生活文化局

No.	事業名	所管局
261	区市町村職員等への研修の実施	生活文化局
領域Ⅳ 配偶者暴力対策		
基本目標1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見		
施策目標(1)暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進		
	①都における普及啓発の実施	生活文化局・教育庁
	②区市町村における普及啓発の支援	生活文化局
	③学校での人権教育の推進	教育庁
	④若年層向け啓発事業の推進	青少年・治安対策本部・生活文化局・警視庁
施策目標(2)早期発見体制の充実		
	①医療機関における適切な対応	生活文化局・福祉保健局・病院経営本部
	②保健所や保健センターにおける適切な支援	生活文化局・福祉保健局
	③学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	生活文化局・福祉保健局・教育庁
	④民生委員・児童委員への研修の実施	生活文化局・福祉保健局
	⑤警察における通報への対応	警視庁
基本目標2 多様な相談体制の整備		
施策目標(1)都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実		
	①配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	生活文化局・福祉保健局
	②インターネットによる情報の提供	生活文化局
	③被害者支援基本プログラムの活用	生活文化局・福祉保健局
	④都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充実	生活文化局
施策目標(2)身近な地域での相談窓口の充実		
	①警察における対応	警視庁
	②区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	生活文化局
施策目標(3)被害者の状況に応じた相談機能の充実		
	①外国人被害者への対応	生活文化局・福祉保健局
	②障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	生活文化局・福祉保健局
	③人権擁護機関と関係機関の連携強化	総務局
	④男性被害者への対応	生活文化局
	⑤多様化する相談等への対応	生活文化局
基本目標3 安全な保護のための体制の整備		
施策目標(1)保護体制の整備		
	①一時保護体制の拡充	福祉保健局
	②同伴児童への対応の充実	福祉保健局
施策目標(2)安全の確保と加害者対応		
	①警察における対応	警視庁
	②学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	生活文化局・福祉保健局・教育庁
	③加害者対応	生活文化局
基本目標4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備		
施策目標(1)総合的な自立支援の展開		
	①総合的な被害者支援のための質の充実	生活文化局・福祉保健局
	②配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	生活文化局・福祉保健局
	③福祉事務所等との連携強化	生活文化局・福祉保健局
	④ひとり親家庭の支援の充実	生活文化局・福祉保健局
基本目標4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備		
施策目標(2)安全で安心できる生活支援		
	①住民票の取扱い等適切な運用	総務局・生活文化局・福祉保健局
	②医療保険に関する適切な情報提供	生活文化局・福祉保健局・病院経営本部
	③年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供	生活文化局・福祉保健局
	④就学の支援	生活文化局・教育庁
	⑤学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等（再掲）	生活文化局・福祉保健局・教育庁

No.	事業名	所管局
	⑥自助グループへの参加支援	生活文化局
	⑦配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援	生活文化局・福祉保健局
施策目標(3)就労支援の充実		
	①職業訓練の充実	産業労働局
	②東京しごとセンター等における就労支援	生活文化局・福祉保健局・産業労働局
	③東京ウィメンズプラザにおける就労支援	生活文化局
施策目標(4)住宅確保のための支援の充実		
	①都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	都市整備局
	②一時保護施設等退所後の支援	生活文化局・福祉保健局
	③家賃債務保証制度に関する国への要望	生活文化局・福祉保健局
施策目標(5)子供のケア体制の充実		
	①子供のケア体制の徹底	生活文化局・福祉保健局
	②子供家庭支援センターの拡充	福祉保健局
	③子供の心のケアの充実	福祉保健局・教育庁
	④保護者とその子供に対する講座の実施	生活文化局・病院経営本部
基本目標5 関係機関・団体等の連携の推進		
施策目標(1)広域連携と地域連携ネットワークの強化		
	①都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	生活文化局・福祉保健局
	②区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定・改定支援	生活文化局
	③区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援（再掲）	生活文化局
	④配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実	生活文化局
	⑤被害者支援基本プログラムの活用（再掲）	生活文化局・福祉保健局
施策目標(2)民間団体との連携・協力の促進		
	①民間団体との連携の促進	生活文化局
	②配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	生活文化局
基本目標6 人材育成の推進と適切な苦情対応		
施策目標(1)人材の育成		
	①職務関係者研修の充実	生活文化局
施策目標(2)二次被害の防止と苦情への適切かつ迅速な対応		
	①二次被害防止のための研修の充実	生活文化局
	②相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化	生活文化局
基本目標7 調査研究の推進		
	①配偶者暴力被害に関する調査研究	生活文化局
	②加害者対策のあり方検討	生活文化局
領域V 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策		
1 性暴力被害者に対する支援		
	①被害者等への支援	生活文化局・福祉保健局・警視庁
	②都における普及・啓発	青少年・治安対策本部・生活文化局・警視庁
2 ストーカー被害者に対する支援		
	①被害者等への支援	生活文化局・福祉保健局・警視庁
	②都における普及・啓発	青少年・治安対策本部・生活文化局
3 セクシュアル・ハラスメントの防止		
	①相談・普及啓発	生活文化局・福祉保健局・産業労働局
	②都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策	総務局・各局・教育庁
4 性・暴力表現への対応		
	①メディアへの対応	青少年・治安対策本部・教育庁
	②被害者への支援等	生活文化局・福祉保健局・警視庁
	③普及・啓発	青少年・治安対策本部・生活文化局・警視庁

女性活躍推進関連施策（東京都女性活躍推進計画事業）

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
領域 I 働く場における女性の活躍						
① 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進						
ア. ポジティブ・アクションの推進						
1	男女雇用平等参画状況調査	基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏まえて、事業者に対し、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施策に活用します。	「多様な働き方への取組等企業における男女雇用管理に関する調査」(予定) 対象：都内30人以上の事業所 13業種 2,500事業所 男女労働者 5,000人	(1、3、8、9を含む)		産業労働局
2	事業者団体との連絡会等	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をはじめ、参画促進のための助言、意見交換を行います。	労働情勢懇談会の開催			産業労働局
3	職場における男女平等の推進	女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用のための取組である「ポジティブ・アクション」の普及啓発を行います。	ポジティブ・アクションの普及啓発 (「男女雇用平等セミナー」等)	(1、3、8、9を含む)	再掲	産業労働局
		関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナー等を行い、企業の取組を支援します。	事業主向け「均等法セミナー」 年2回 計300人			産業労働局
4	女性の活躍推進事業	女性の活躍推進に意欲のある中小企業のモデルとなる取組等を支援し、広く発信します。	29年度終了			産業労働局
5	女性の活躍推進人材育成事業	中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の中心となる人材に対し研修を実施し、修了者を「女性の活躍推進責任者」として設置した企業に奨励金を支給します。また、推進責任者に対しフォローアップを行うとともに女性の活躍推進法に定める一般事業主行動計画の策定に係る一定の取組を行った企業に奨励金を支給します。さらに推進責任者、中小企業で働く女性従業員それぞれの交流会を実施します。	29年度終了			産業労働局
6	女性の活躍推進等職場環境整備事業	女性の採用・職域拡大等やテレワークなど多様な勤務形態実現に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。※(公財)東京しごと財団に基金を造成して実施	補助上限：5,000千円 (30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更)			産業労働局
301	女性の活躍推進加速化事業	職場における女性の活躍推進の中心となる者に対して、取組を推進するための実践的な知識の付与や、企業間・従業員間交流の機会を提供するとともに、責任者の設置、行動計画の策定、計画に定めた目標達成までのプロセスを支援する。	・女性の活躍推進スタートアップ研修 500社 ・女性の活躍推進フォローアップ研修 500社 ・女性の活躍推進スピードアップ研修 600社			産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
7	公共調達を通じた女性活躍の支援	女性の就業環境の整備を促進するため、公共工事・業務委託等の総合評価方式の政策的評価項目として、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）などを加点項目に設定します。 都が施工する主要な建設工事において、女性専用の水洗洋式トイレや更衣室の現場事務所への設置を義務化します。	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式における加点項目の設定 総合評価方式を適用する公共工事及び業務委託の発注を通じて実施 現場事務所への女性専用トイレや更衣室の設置 主要な建設工事の発注を通じて実施 			財務局・各局
329	建設業における女性活躍推進事業	<p>○女性技術者対象 建設業界で働く女性の活躍推進について広く情報発信するとともに、提言を行うため、セミナー等を開催します。</p> <p>○女子学生対象 将来の担い手となりうる学生等へのPRのため、学生向けイベントに参加します。（ブース出展）</p>	<p>○セミナー等の開催（参加者約100名～200名程度）</p> <p>○学生向けイベントへの参加（参加者約200名程度）</p>			建設局
イ. 雇用機会均等に関する普及啓発						
8	資料の発行・整備	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。	「働く女性と労働法」 8,000部 「雇用平等ガイドブック」 15,000部	(1、3、8、9を含む)	再掲	産業労働局
9	職場における男女平等の推進	男女雇用機会均等法の一層の定着を図り、雇用の場における男女の均等な機会と待遇を促進するために、事業主や男女労働者に対して男女雇用平等に関する啓発活動を実施します。	事業主向け「均等法セミナー」年2回 計300人（No.3一部参照） 男女雇用平等セミナー 12回	(1、3、8、9を含む)	再掲	産業労働局
② 女性の就業継続やキャリア形成						
ア. 働きやすい雇用環境整備などによる職場における女性の活躍推進						
10	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。 「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催 九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。	認定企業 13社程度			産業労働局
11	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	30年度終了（31年度から「働きやすい職場環境づくり推進事業」実施）			産業労働局
330	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	研修 20回 専門家派遣 延500回 奨励金 300社			産業労働局
12	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。	登録企業の取組を公表 29年度新規受付終了			産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		(2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。	29年度終了			産業労働局
13	仕事と介護の両立推進事業	介護と仕事の両立を推進するため、シンポジウム・相談会の開催による意識啓発やポータルサイトの運用による企業や労働者に向けた情報提供を行います。また、介護と仕事の両立に係る相談窓口により企業・労働者個人の実情に応じた助言のほか、必要に応じて専門機関の紹介等を行います。	29年度終了 (30年度から「家庭と仕事の両立支援推進事業」実施)			産業労働局
14	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内			産業労働局
15	女性の活躍推進事業	女性の活躍推進に意欲のある中小企業のモデルとなる取組等を支援し、広く発信します。(再掲 No.4参照)	29年度終了		再掲	産業労働局
16	女性の活躍推進人材育成事業	中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の中心となる人材に対し研修を実施し、修了者を「女性の活躍推進責任者」として設置した企業に奨励金を支給します。また、推進責任者に対しフォローアップを行うとともに女性の活躍推進法に定める一般事業主行動計画の策定に係る一定の取組を行った企業に奨励金を支給します。さらに推進責任者、中小企業で働く女性従業員それぞれの交流会を実施します。(再掲 No.5参照)	29年度終了		再掲	産業労働局
17	女性の活躍推進等職場環境整備事業	女性の採用・職域拡大等やテレワークなど多様な勤務形態実現に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。 ※(公財)東京しごと財団に基金を造成して実施(再掲 No.6参照)	補助上限：5,000千円 (30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更)		再掲	産業労働局
18	パートアドバイザー制度	パートアドバイザーが事業者を訪問して、パートタイム労働法を始めとする関係法令の普及啓発、パートタイム労働者の雇用管理についてのアドバイスを行います。	・非正規雇用アドバイザー 労働相談情報センター本所、5事務所 計7名 ・巡回目標件数 年2,620件 (30年度から「非正規雇用アドバイザー制度」に名称変更)	(18、19、20、43、254を含む)		産業労働局
19	労働相談	労働相談(東京都ろうどう110番) 労働相談情報センターにおいて、パート・派遣労働者等の相談に応じます。	労働相談情報センター本所、5事務所 電話相談(随時)、来所相談(予約制)	(18、19、20、43、254を含む)	再掲	産業労働局
20	非正規雇用に関する法令等普及啓発事業	(1)パート・派遣・契約社員等電話総合相談会 労働相談情報センターの労働相談担当職員により、パート・派遣・契約社員等の労働条件などについて、電話相談を受け付け、労働条件の向上を図ります。	電話相談 年1回 2日間	(18、19、20、43、254を含む)	再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		(2)普及啓発資料の発行 パート・派遣・契約社員等の適正な雇用管理と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働者等に関する基本的な事項をわかりやすくまとめた普及啓発資料を作成します。	「パートタイム労働ガイドブック」 23,000部			産業労働局
302	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO(仮称)」を実施する。	ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回			産業労働局
303	女性の活躍推進加速化事業	職場における女性の活躍推進の中心となる者に対して、取組を推進するための実践的な知識の付与や、企業間・従業員間交流の機会を提供するとともに、責任者の設置、行動計画の策定、計画に定めた目標達成までのプロセスを支援する。(再掲 No. 301参照)	・女性の活躍推進スタートアップ研修 500社 ・女性の活躍推進フォローアップ研修 500社 ・女性の活躍推進スピードアップ研修 600社		再掲	産業労働局
304	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、介護と仕事のポータルサイトをリニューアルし、情報を総合的に提供する。 合わせて、介護と仕事の両立について、事例発表会の開催による意識啓発を行うと共に、専門家が電話やメールにより助言するヘルプデスクの運営を行う。	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 介護と仕事の両立事例発表会の開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営 とうきょう介護と仕事の両立応援デスクの運営			産業労働局
305	働く人のチャイルドプランサポート事業	企業の人事労務担当者等に、不妊治療と仕事の両立に必要な知識を付与する研修を実施するとともに、不妊治療と仕事の両立支援に関する制度を整備した企業に対し奨励金を支給し、両立の取組を促進する。	研修 400人 奨励金 上限40万円 規模150社			産業労働局
306	働くパパママ育休取得応援事業	従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企業への支援、男性の育児休業取得奨励といった支援を行うことで企業の職場環境整備を推進する。	働くママコース 規模 1,000件 金額 1,250千円 働くパパコース 規模 50件 金額 250千円～3,000千円			産業労働局
21	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリアアップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。	【再掲】 職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校で実施 13か所 求職者向け：延べ147科目、定員6,780名 (施設内訓練104科目、4,605名) (委託訓練43科目、2,175名) 在職者向け：定員19,317名			産業労働局
イ.働く女性のキャリア形成意識の醸成、悩みや不安の解消を進める取組						
22	キャリアデザイン意識の醸成	若者の将来を見据えたキャリアデザイン意識の醸成を図るため、大学生向け教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及について、さらに対象を広げて実施していきます。	「キャリアデザインコンテンツ」の普及			生活文化局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
23	女性・青年農業者育成対策	東京農業の将来の担い手を確保・育成するため、担い手育成に意欲的な都内の先進的農業者を指導農業者として認定し、東京都農林水産振興財団（東京都青年農業者等育成センター）が行う農業技術研修等の講師として農業技術・経営手法等の継承を行います。また、若手女性等の新規参入を促進するとともに女性農業者の組織化や活動を積極的に支援します。	指導農業者の認定 40名 優良事例調査 1回 農業体験研修 20回 農業技術研修 20回 女性・学生向け農業ツアー 2回 女性農業者交流会 2回 女性農業者活動PR 1回			産業労働局
24	農業改良特別指導	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。	とうきょう農業女性活躍推進会議 1回 東京都農業・男女共同参画フォーラム 1回 女性農業者活躍推進講座 15回 （うち、先進事例視察研修 3回） 優良先進事例視察研修1回 女性農業者活躍推進講座 15回 （うち、先進事例視察研修 3回） 女性農業者経営能力向上支援（優良先進事例視察研修）1回 東京都農業・男女共同参画フォーラム 1回			産業労働局 産業労働局 産業労働局 産業労働局
25	働く女性への支援	仕事と子育ての両立等に向け、悩みや不安を解消する講座やワークショップ及び講演会を開催し、夫婦の協力による子育てもテーマとして、男性の意識改革にもつなげます。	就業継続（開催回数：4回）及び起業（開催回数：2回）のための講座及びワークショップの開催	(74、88、97、98、129、134、147、148、149を含む)		生活文化局
331	建設業における女性活躍推進事業	○女性技術者対象 建設業界で働く女性の活躍推進について広く情報発信するとともに、提言を行うため、セミナー等を開催します。 ○女子学生対象 将来の担い手となりうる学生等へのPRのため、学生向けイベントに参加します。（ブース出展）	○セミナー等の開催（参加者約100名～200名程度） ○学生向けイベントへの参加（参加者約200名程度）		再掲	建設局
ウ. 保育サービスの充実						
26	保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。	国の保育所等整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減			福祉保健局
27	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。	A型 137 か所、B型 18か所			福祉保健局
28	認証保育所に対する税制支援	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。	・固定資産税・都市計画税 ・不動産取得税 ・事業所税			主税局
29	私立幼稚園等における預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	私立幼稚園預かり保育推進補助 498園 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 233園			生活文化局 生活文化局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
30	認証保育所の指導監督等	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対する指導を実施します。	・現地確認 7か所 ・開設後運営指導 18か所			福祉保健局
31	認可外保育施設に対する巡回指導強化事業	認可外保育施設に対する巡回指導チームを編成し、指導体制を強化することによって、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全・安心及び保護者の安心を確保をします。	(平成30年4月1日現在) ベビーホテル 550か所 事業所内保育施設 298か所 院内保育施設 171か所 その他施設 152か所 認証保育所 610か所			福祉保健局
32	認証保育所等研修事業	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員等に対する研修を実施します。	・認証保育所施設長研修 年間300名 ・認証保育所中堅保育士研修 年間300名 ・家庭的保育者研修(認定研修 年間50名、現任研修 年間120名) ・病児・病後児保育研修 年間80名 ・病児・病後児保育(訪問型)研修 年間20名 ・認可外保育施設職員テーマ別研修 年間7,000名			福祉保健局
33	認可外保育施設利用支援事業	待機児童の解消に向けて、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。	21,778人			福祉保健局
34	待機児童解消に向けた税制支援	民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、区部において、保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を5年間減免します。	・固定資産税・都市計画税			主税局
35	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。	開設準備経費補助(国制度) 1施設 (国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で対応)			福祉保健局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	開設準備経費等への補助 1園			生活文化局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	区市町村立の幼稚園が認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く)として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。認定を受けた公立幼稚園は、幼稚園型認定こども園の3園(平成30年4月1日現在)			教育庁
36	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	全市町村 39か所			福祉保健局
37	延長保育	就労形態の多様化等による延長保育のニーズに対応するため、認可保育所等において11時間の開所時間の前後に行う延長保育の充実を図ります。	3,151か所 一般型(保育短時間認定) 708か所 一般型(保育標準時間認定) 2,440か所 訪問型(保育短時間認定) 1か所 訪問型(保育標準時間認定) 2か所			福祉保健局
38	病児保育事業費補助	保育所に通所中の児童等が病中又は、病気の回復期にある児童等に対する病児保育の事業費を補助する。	病児・病後児対応型事業 161か所			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		り、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病児・病後児保育の充実を図ります。また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。	体調不良児対応型事業 70か所 非施設型（訪問型）事業 1か所			福祉保健局 福祉保健局
39	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	125か所			福祉保健局
307	ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。	利用上限（待機児童の保護者及び育休満了者の場合） （保育短時間認定）1日8時間かつ月160時間 （保育標準時間認定）1日11時間かつ月220時間			福祉保健局
40	都立病院・公社病院における病児保育事業の実施	区市から事業を受託し、病院内に設置する病児・病後児保育室において保育が可能な病気の児童を預かり、一時的に保育を行います。	以下のとおり実施 都立病院（1カ所） ・墨東病院 平日8時30分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員4名、保育料2,000円 東京都保健医療公社（2カ所） ・公社多摩北部医療センター 月～金8時00分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員8名、利用料1日2,500円、4時間まで1,500円 ・公社東部地域病院 平日8時30分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員4名、保育料2,000円			病院経営本部
41	企業による保育施設設置支援事業	育児中の女性が活躍できる職場環境が整備されるよう、企業による保育施設設置の相談やPRを行います。	・企業内の保育施設の設置・運営に関する相談窓口の運営 ・企業内保育施設設置セミナー 年8回 ・保育施設設置企業見学会 年5回 ・企業主導型保育施設の共同利用情報の提供 ・共同利用推進セミナー 年2回 ・共同利用マッチング会 年2回			産業労働局
42	企業主導型保育施設設置促進事業	企業主導型保育施設の設置を促進するため、国の補助対象外となる開設時の備品購入等に要する経費に対する補助を行います。	160施設			産業労働局
332	院内保育の地域開放	職員の福利厚生として都立病院内に設置・運営している保育室（認可外保育室）において、空き定員の一部を地域開放します。	○駒込病院の院内保育室を地域開放するとともに、他の保育室についても利用状況を踏まえて地域開放を検討			病院経営本部
③ 職場におけるいやがらせ(ハラスメント)問題						
ア. 相談・普及啓発						
43	労働相談	労働者・使用者双方に対して、ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	労働相談などで対応 (No. 19一部参照)	(18、19、20、43、254を含む)	再掲	産業労働局
イ. 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策						

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
44	セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止を図ります。	・会議の開催 年4回 ・セクシュアル・ハラスメント等対策について、各任命権者間の調整、意見交換等を行う。			総務局
45	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する研修	講師養成研修「人権・同和問題科」都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、セクシュアル・ハラスメント等に関する研修も行います。	・管理職及び管理職候補者を対象に年2回実施 ・受講予定者約140名			総務局
		○新任研修「新任研修（前期）」 「人権」の科目において、ハラスメントに関する講義の中で男女雇用機会均等法に触れながら、セクシュアル・ハラスメント等に関する研修を行います。	○新規採用職員を対象に年1回実施 ○受講予定者約1,200名			総務局
		職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。	各局で実施			各局
		公立学校の1年次（初任者）研修や中堅教諭等資質向上研修、管理職研修（候補者を含みます。）において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	・教育管理職候補者研修 618名 年1回開催 ・主任教諭任用前研修 1910名 年1回開催 ・初任者等研修 598名 年1回開催 ・中堅教諭等資質向上研修 1441名 年5回開催			教育庁
46	セクシュアル・ハラスメント等相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント等相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	各局で実施			各局
308	ダイバーシティ時代のハラスメント対策	すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め合うことも含めた、総合的なハラスメント防止対策を行います。	・H31年度以降対象外（H31年度以降は、性的マイノリティに関する事業を実施予定）			総務局
④ 若者のキャリア教育の推進						
ア. 若者のキャリア教育の推進						
47	キャリアデザイン意識の醸成	若者の将来を見据えたキャリアデザイン意識の醸成を図るため、大学生向け教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及について、さらに対象を広げて実施していきます。（再掲 No.22参照）	「キャリアデザインコンテンツ」の普及		再掲	生活文化局
48	女性・青年農業者育成対策	東京農業の将来の担い手を確保・育成するため、担い手育成に意欲的な都内の先進的農業者を指導農業者として認定し、東京都農林水産振興財団（東京都青年農業者等育成センター）が行う農業技術研修等の講師として農業技術・経営手法等の継承を行います。また、若手女性等の新規参入を促進するとともに女性農業者の組織化や活動を積極的に支援します。（再掲 No.23参照）	指導農業者の認定 40名 優良事例調査 1回 農業体験研修 20回 農業技術研修 20回 女性・学生向け農業ツアー 2回 女性農業者交流会 2回 女性農業者活動PR 1回		再掲	産業労働局
49	わく(Work)わく(Work)Week Tokyo（中学生の職場体験）の推進	都内区市町村教育委員会や公立中学校に対し、中学生の職場体験事業（わくわくWeek Tokyo）への参加を呼びかけます。	都内全公立中学校に在学する約7万5,000人の中学生が参加	31年度から生活文化局へ移管		青少年・治安対策本部

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		公的施設・事業所や一般企業など、受入先を開拓し、5日間程度、中学生の職場体験を実施します。	都内公立中学校の生徒が、5日間程度学校を離れ、地域商店や事業所、地元企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験 都内全公立中学校で実施	31年度から生活文化局へ移管		青少年・治安対策本部
		中学生の職場体験推進協議会及び都庁内推進会議を企画・運営します。	○推進協議会：庁外の51の民間団体・123の公的機関が、中学生の受け入れについて情報共有 ○推進会議：庁内各局の担当者が中学生の受け入れについて情報共有	31年度から生活文化局へ移管		青少年・治安対策本部
		都内の公立中学校に「受入事業所一覧」を提供します。また普及啓発のためのリーフレット等を提供します。	○受入事業所一覧：約2,300か所の事業所についての情報を、都内全公立中学校に提供 ○リーフレット：希望する中学校や新規受入事業所に随時発送	31年度から生活文化局へ移管		青少年・治安対策本部
		都民の意識啓発・機運の醸成を図るため、中学生の職場体験報告書を作成・配布します。また、東京都教育庁と職場体験発表会を開催します。	○報告書：7,000部発行。都内各中学校や教育委員会、事業者等に発送 ○発表会：都内各教育委員会、推進協議会委員、推進会議委員等約150名が出席	31年度から生活文化局へ移管		青少年・治安対策本部
		中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。	・3～5日 約623校 実施予定			教育庁
50	現場体験型インターンシップ	首都大学東京における特徴的なキャリア教育の一つとして、1年次から履修可能な体験型科目である「現場体験型インターンシップ」を実施します。大学生活の早い時期での現場体験により、環境、福祉、教育、経済等、大都市の抱えるさまざまな課題及び自分自身の課題について認識を深め、課題に主体的に取り組む能力、社会人として必要な基礎的コミュニケーション能力等を自ら養成することを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> 学生受入先 146団体 298コース 766名 内訳 東京都 15団体 73コース 160名 特別区 14団体 25コース 40名 市 18団体 62コース 124名 都の関係団体11団体 32コース 66名 企業等 88団体 106コース 376名 ※上記は平成30年度実績です。平成31年度については、平成31年3月末に確定します。 <ul style="list-style-type: none"> 履修学生数 672名（すべて学部生） 内訳 1年生 629名 2年生 39名 3年生 4名 ※上記は平成30年度実績です。平成31年度については、平成31年4月末に確定します。			総務局 (首都大学東京)
⑤ 起業等を目指す女性に対する支援						
ア. 起業家・自営業者への支援						
51	女性ベンチャー成長促進事業	「女性の起業」の幅が増し、いわゆる「プチ起業」の規模感のものから、これまでのビジネス経験を活かしてよりダイナミックなビジネスを志す女性起業家が徐々に増加する一方、男性に比べ、都内女性起業家が全国規模やグローバルで活躍している事例が少ない現状を踏まえ、スケールアップを目指す女性起業家向けの短期集中型育成プログラムを実施し、ロールモデルとなるような女性スタートアップの創出を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 女性起業家募集 1回 育成講座の実施（50名程度） アクセラレーションプログラムの実施（40名程度） 3ヵ月間程度 海外派遣（10名程度×2地域） 10日間程度 報告会 1回 			産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
52	創業支援の融資	活発な創業活動が行われるよう、創業時に必要な資金を融資します。	融資により創業を支援 ・融資限度額 3,500万円 ・資金使途 運転資金・設備資金			産業労働局
333	クラウドファンディングを活用した資金調達支援	主婦・学生・高齢者等の様々な層による創業や新製品の開発、ソーシャルビジネス等への挑戦を促進するため、クラウドファンディングを活用した資金調達が支援します。	・クラウドファンディングの利用に伴う手数料の補助（手数料の原則2分の1、上限30万円）			産業労働局
53	女性・若者・シニア創業サポート事業	都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供します。	・東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会に補助金を交付し、融資原資を信用金庫・信用組合に預託するとともに、地域創業アドバイザーを設置 ・融資限度額 1,500万円（運転資金のみは750万円）			産業労働局
54	創業支援拠点の運営	平成29年1月に丸の内に開設したTOKYO創業ステーションにおいて、利用者のニーズに応じた、必要な支援につなげていきます。先輩起業家等との交流会などを数多く開催するとともに、投資家等の前で事業プランのプレゼンテーションを行うなど、ビジネスチャンスを掴む機会を提供します。これにより、地域の課題に貢献する人からグローバルに活躍する人まで様々な成功事例を生み出し、創業を目指す人のすそ野の拡大につなげていきます。	<起業塾計画> ・TOKYO起業塾 ①入門コース ②実践コース ③ものづくり創業プログラム ④ベンチャープログラム <女性起業ゼミ・プチ起業スクエア等計画> ・女性起業ゼミ ・プチ起業スクエア ・ワンポイントセミナー			産業労働局
55	創業支援施設の提供	創業者や創業間もない企業を育成するために、オフィスの提供、技術提供などの創業環境の整備を行います。また、青山創業促進センターでは、都が抱える政策課題の解決に結びつく分野や、ベンチャーキャピタリストが投資しにくい分野等で起業に取り組む方々へ、大きく成長してもらう機会と場を提供します。	・施設の運営（補助）1か所6室 ・施設の運営（委託）3か所58室			産業労働局
56	農業改良特別指導	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。（再掲 No.24参照）	とうきょう農業女性活躍推進会議 1回 東京都農業・男女共同参画フォーラム 1回 女性農業者活躍推進講座 15回 （うち、先進事例視察研修 3回） 優良先進事例視察研修1回		再掲	産業労働局
57	女性・青年農業者育成対策	東京農業の将来の担い手を確保・育成するため、担い手育成に意欲的な都内の先進的農業者を指導農業士として認定し、東京都農林水産振興財団（東京都青年農業者等育成センター）が行う農業技術研修等の講師として農業技術・経営手法等の継承を行います。また、若手女性等の新規参入を促進するとともに女性農業者の組織化や活動を積極的に支援します。（再掲 No.23, No.48参照）	指導農業士の認定 40名 優良事例調査 1回 農業体験研修 20回 農業技術研修 20回 女性・学生向け農業ツアー 2回 女性農業者交流会 2回 女性農業者活動PR 1回		再掲	産業労働局
58	働く女性への支援	仕事と子育ての両立等に向け、悩みや不安を解消する講座やワークショップ及び講演会を開催し、夫婦の協力による子育てもテーマとして、男性の意識改革にもつなげます。（再掲 No.25参照）	就業継続（開催回数：4回）及び起業（開催回数：2回）のための講座及びワークショップの開催	(74、88、97、98、129、134、147、148、149を含む)	再掲	生活文化局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
334	女性経営者等の活躍促進事業	企業経営における女性の活躍の推進により、これまではない新たな視点での事業展開など、事業活動の活性化が期待されるが、企業経営を志す女性や新たに経営者となった女性は、ロールモデルの少なさなど、男性にはない様々な課題に直面しています。 そこで、女性経営者等に必要となる知識やノウハウ、ネットワークの獲得に対する支援を行うことにより、企業経営における女性の活躍促進を図り、もって、都内産業の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・NEW CONFERENCEの開催 開催回数：1回/年 参加者数：1,000人程度 ・セミナー等の開催 開催回数：5回/年 参加者数：30人程度/回（年間延べ150人程度） ・個別相談の実施 相談回数：延べ50人/年 			産業労働局
⑥ 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援						
ア. 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援						
59	女性しごと応援テラス事業	東京しごとセンターに設置した、出産や育児等で離職した女性など、家庭と両立しながら再就職を目指す女性のための専用窓口「女性しごと応援テラス」において、キャリアカウンセリングから、職業紹介まで、きめ細かなサービスをワンストップで提供します。 また、再就職を目指す女性を支援するため、就職活動に関するノウハウや知識の習得、就職に必要な能力の開発等に資する「女性再就職サポートプログラム」や各種セミナー等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営 ・就職面接会等の実施 10回 ・ミニセミナーの実施 100回 ・啓発セミナーの実施 4回 ・職場見学の実施 10回 ・子育て女性向け再就職支援イベントの実施 4回 ・新・女性再就職サポートプログラムの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点型 女性再就職サポートプログラム 325人 サポートプログラムフォローアップ セミナー 100人 ・地域型 女性再就職サポートプログラム 225人 サポートプログラム職場体験事業 90人 ・女性しごと応援出張テラスの実施 1,240人 ・子育て女性向けセミナー 200人 ・利用者向け託児サービスの提供 			産業労働局
60	☆多摩地域女性就業支援プログラム	身近な地域での就職を望む子育て期の女性が多い多摩地域において、マザーズハローワーク立川等との連携により就業支援を実施し、女性の再就職を支援します。	年6回実施			産業労働局
61	輝け！女性の就業拡大事業	女性の就業拡大に向けて、普及啓発イベントを実施します。また、採用に意欲的な企業を集めての合同就職面接会を実施します。	年5回実施			産業労働局
335	レディGO！ワクワク塾	出産等を機に離職した女性に対し、働くことのイメージを醸成するための講座と企業への短期のインターンシップを託児付きで実施するなど、女性の再就職を支援します。	レディGO！ワクワク塾 年120人 インターンシップ 年120人			産業労働局
62	女性向け委託訓練の実施	結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、職業訓練を実施し再就職を支援します。また、パート・アルバイト等から正社員を目指す女性を対象としてeラーニングによる訓練を実施します。	・女性向け委託訓練 定員690名			産業労働局
336	育児・介護からのジョブリターン制度整備推進事業	やむを得ず、妊娠、出産、育児又は介護を理由に退職した方が、退職前の会社に復帰できる制度を整備する企業を支援します。	規模 300件 金額 200千円			産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
63	保育サービス付き職業訓練の実施	子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。	平成27年度で終了 平成28年度より再就職促進等委託訓練へ統合			産業労働局
337	保育支援つき施設内訓練	職業能力開発センター・校に入校する育児中の人に対して、保育施設の提供を支援することにより、育児等による離職からの再就職を支援します。	保育支援枠 12人（4センター×3人）			産業労働局
64	病院勤務者勤務環境改善事業	出産や育児といった女性特有のライフイベント等により職場を離れた女性医師等の復職を支援する研修等の取組を行う病院に対して補助を実施します。	病院勤務者勤務環境改善事業 相談窓口の設置 2病院 病院研修及び就労環境改善事業 24病院 ※30年度から対象を看護師にも拡大 ※30年度から事業名改称			福祉保健局
338	復職支援プログラム	育児、介護等で長期離職していた医師を対象に、都立病院の指導ノウハウや豊富な症例数などのスケールメリットを活かして、臨床能力の向上や最新知見等の習得を目的としたオーダーメイド型の復職支援研修を行います。	「東京医師アカデミー」を運営する都立病院において、臨床能力の向上及び最新知見の習得のための復職支援プログラムを提供			病院経営本部
65	テレワーク導入に向けた体験型普及推進事業	企業の経営者等を対象にテレワークの体験ができるセミナーを実施し、導入への関心を高めるとともにメリットを体感してもらうことでテレワーク導入による働き方の普及を図ります。	29年度終了（30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施）			産業労働局
66	テレワーク活用促進モデル実証事業	中小・中堅企業を中心に、テレワークの導入や利用拡大を目指すモデル企業を募集し、導入準備から実施、検証までの支援を行い、その過程での課題やその対応等をまとめ、広く発信することで、テレワークの利用促進を図ります。	29年度終了（30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施）			産業労働局
67	テレワーク推進センター（仮称）等の運営	国家戦略特区の取組として国と連携したテレワーク推進のワンストップセンターを開設し、テレワークが体験できるコーナーを設置するとともに都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進施策に関する総合相談や情報発信等を行う拠点を併設します。	29年度終了（30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施）			産業労働局
68	女性の活躍推進等職場環境整備事業	テレワークなど多様な勤務形態実現等に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。※（公財）東京しごと財団に基金を造成して実施（再掲 No.6参照）	補助上限：5,000千円 （30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更）		再掲	産業労働局
339	介護休業取得応援事業	従業員に介護休業を取得させ復帰させた企業への支援を行うことで企業の職場環境整備を推進します。	規模 50件 金額 500千円			産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
309	テレワーク等普及推進事業	国家戦略特区の取組として、テレワーク推進施策に関する情報提供、相談、助言等の支援をワンストップで提供するテレワーク推進センターを国との連携により運営するとともに、都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進の拠点併設する。また、テレワークを一層普及していくため、都内各地での体験型セミナーの実施や事例発信など多様な支援を展開していく。	<ul style="list-style-type: none"> 東京テレワーク推進センター及びTOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口の運営 業界別ハンドブックの作成 テレワーク体験型セミナー 260社（10社×26回） ワークスタイル変革コンサルティング 5,000回 テレワーク気運醸成イベント 1回 サテライトオフィス設置等補助 10件 テレワーク導入促進整備補助 3,250社 業界団体連携によるテレワーク促進 20団体 区市町村テレワーク推進モデル 3団体 テレワーク導入促進アプリの作成 			産業労働局
69	在宅勤務普及プロジェクト	在宅勤務を導入している企業の協力を得て、その有効性を発信することにより、個人をはじめとする様々な主体が働き方を見直すきっかけを提供していきます。	産業労働局の関連事業を「女性活躍推進ポータルサイト」で発信			生活文化局
⑦ 普及啓発活動の充実						
ア. 情報の提供						
70	女性の活躍推進シンポジウム等	知事自らが発信する場としてのシンポジウム等を開催し、女性の活躍推進の普及啓発を進めます。	女性が輝くTOKYO懇話会1回			生活文化局
71	東京都女性活躍推進大賞の贈呈	女性活躍の推進に向け先進的な取組を進める企業や団体、個人を表彰し、その取組内容を広く普及していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 東京都女性活躍推進大賞の実施（贈呈式も開催） 受賞者の取組を広く発信 			生活文化局
72	働く女性への支援	仕事と子育ての両立等に向け、悩みや不安を解消する講座やワークショップ及び講演会を開催し、夫婦の協力による子育てもテーマとして、男性の意識改革にもつなげます。（再掲 No.25, No.58参照）	就業継続（開催回数：4回）及び起業（開催回数：2回）のための講座及びワークショップの開催	(74、88、97、98、129、134、147、148、149を含む)	再掲	生活文化局
340	建設業における女性活躍推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 女性技術者対象 建設業界で働く女性の活躍推進について広く情報発信するとともに、提言を行うため、セミナー等を開催します。 女子学生対象 将来の担い手となりうる学生等へのPRのため、学生向けイベントに参加します。（ブース出展） 	<ul style="list-style-type: none"> セミナー等の開催（参加者約100名～200名程度） 学生向けイベントへの参加（参加者約200名程度） 		再掲	建設局・各局
73	農業改良特別指導	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。（再掲 No.24, No.56参照）	<ul style="list-style-type: none"> とうきょう農業女性活躍推進会議 1回 東京都農業・男女共同参画フォーラム 1回 女性農業者活躍推進講座 15回（うち、先進事例視察研修 3回） 優良先進事例視察研修1回 		再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
74	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。	男性参画のための夫婦向け講座（開催回数：3回）及びシンポジウム（開催回数：1回）の開催	(25、58、72、88、97、129、147、149を含む)	再掲	生活文化局
75	普及啓発及び情報提供の実施	「広報東京都」、都提供テレビ・ラジオ番組や東京都総合ホームページ等の都政一般広報媒体に加え、メディア広告やグッズ等を活用して、男女平等参画推進のための普及啓発や情報提供を行います。	・都政全体の広報を行う中で、男女平等参画推進のための普及啓発・情報提供についても所管部課の依頼により随時実施する。 活用媒体 「広報東京都」、東京都提供テレビ・ラジオ番組等 ・電車広告等のメディアによる普及啓発を実施 ・普及啓発用のグッズを作成・配布			生活文化局
76	インターネットによる情報提供	「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、効果的な情報発信を行います。加えて、東京ウィメンズプラザのホームページにおいて、プラザ施設の予約、開催する講座の申込みや図書類の予約・検索サービスを実施します。	・Webサイト「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、情報を発信 ・ホームページ、ツイッター等を利用して、情報提供			生活文化局
77	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等参画施策の実施状況等を公表します。	インターネットによる公表（男女平等参画の現状、施策の実施状況、意識調査の実施）			生活文化局
78	資料の発行・整備	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。（再掲 No.8参照）	「働く女性と労働法」 8,000部 「雇用平等ガイドブック」 15,000部	(1、3、8、9を含む)	再掲	産業労働局
79	東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営	都民の自己啓発、自主研究などを支援するため、関連図書、行政資料等を収集し、提供します。	蔵書数 約6.6万冊			生活文化局
イ. 交流及び指導者研修						
80	女性団体との交流	都民・団体・行政が交流を深めながら、男女平等参画社会の実現について考えるフォーラムを開催します。	ウィメンズプラザフォーラム 年1回 2日間開催			生活文化局

領域Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

1 生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)の実現

① 働き方の見直し

ア. 働き方の改革

81	働き方改革推進事業	長時間労働の削減・有給休暇の取得促進等に向け、目標及び取組内容を定めて宣言を行い、全社的に取り組む企業を「TOKYO働き方改革宣言企業」とする宣言企業制度を創設し、奨励金や普及成果発信キャンペーンにより、働き方改革推進の気運の醸成を図ります。また、働き方改革とあわせ生産性向上のためのコンサルティングを行います。	・働き方改革宣言企業奨励金 最大70万円×1,500社 ・生産性向上支援コンサルティング 1,000回			産業労働局
82	働き方改革支援事業	働き方改革宣言を行った企業に対し、改革に取り組む上での助言を行うとともに導入した制度等を実践した場合に助成を行います。※（公財）東京しごと財団に基金を造成して実施	・働き方改革宣言企業助成金 最大40万円×1,300社			産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
83	テレワーク導入に向けた体験型普及推進事業	企業の経営者等を対象にテレワークの体験ができるセミナーを実施し、導入への関心を高めるとともにメリットを体感してもらうことでテレワーク導入による働き方の普及を図ります。(再掲 No.65参照)	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)		再掲	産業労働局
84	テレワーク活用促進モデル実証事業	中小・中堅企業を中心に、テレワークの導入や利用拡大を目指すモデル企業を募集し、導入準備から実施、検証までの支援を行い、その過程での課題やその対応等をまとめ、広く発信することで、テレワークの利用促進を図ります。(再掲 No.66参照)	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)		再掲	産業労働局
85	テレワーク推進センター(仮称)等の運営	国家戦略特区の取組として国と連携したテレワーク推進のワンストップセンターを開設し、テレワークが体験できるコーナーを設置するとともに都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進施策に関する総合相談や情報発信等を行う拠点を併設します。(再掲 No.67参照)	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)		再掲	産業労働局
86	女性の活躍推進等職場環境整備事業	テレワークなど多様な勤務形態実現等に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。※(公財)東京しごと財団に基金を造成して実施(再掲 No.6, No.68参照)	補助上限: 5,000千円 (30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更)		再掲	産業労働局
310	テレワーク等普及推進事業	国家戦略特区の取組として、テレワーク推進施策に関する情報提供、相談、助言等の支援をワンストップで提供するテレワーク推進センターを国との連携により運営するとともに、都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進の拠点を併設する。また、テレワークを一層普及していくため、都内各地での体験型セミナーの実施や事例発信など多様な支援を展開していく。(再掲No.309参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京テレワーク推進センター及びTOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口の運営 ・業界別ハンドブックの作成 ・テレワーク体験型セミナー 260社(10社×26回) ・ワークスタイル変革コンサルティング 5,000回 ・テレワーク気運醸成イベント 1回 ・サテライトオフィス設置等補助 10件 ・テレワーク導入促進整備補助 3,250社 ・業界団体連携によるテレワーク促進 20団体 ・区市町村テレワーク推進モデル 3団体 ・テレワーク導入促進アプリの作成 		再掲	産業労働局
87	在宅勤務普及プロジェクト	在宅勤務を導入している企業の協力を得て、その在有効性を発信することにより、個人をはじめとする様々な主体が働き方を見直すきっかけを提供していきます。(再掲 No.69参照)	産業労働局の関連事業を「女性活躍推進ポータルサイト」で発信		再掲	生活文化局
イ. 男女ともに家庭と仕事を両立させるライフ・ワーク・バランスの推進						

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
311	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO(仮称)」を実施する。 (再掲No.302参照)	ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回		再掲	産業労働局
312	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、介護と仕事のポータルサイトをリニューアルし、情報を総合的に提供する。 合わせて、介護と仕事の両立について、事例発表会の開催による意識啓発を行うと共に、専門家が電話やメールにより助言するヘルプデスクの運営を行う。(再掲No.304参照)	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 介護と仕事の両立事例発表会の開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営 とうきょう介護と仕事の両立応援デスクの運営		再掲	産業労働局
88	ライフ・ワーク・バランス推進事業	男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例などを、WebサイトやSNSで発信するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。	・H30年度に開設したWebサイト「パパズ・スタイル」のコンテンツを充実 ・Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営			生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布(みらい手帳 15万部)			生活文化局
			男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、74、98、134、148を含む)	再掲	生活文化局
341	男性の家事・育児への参画	男性の家事・育児参画の気運醸成に向けた事業展開に活用するため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施			生活文化局
ウ. 子育て・介護等と仕事を両立できる環境づくり						
89	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催 九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。 (再掲 No.10参照)	認定企業 13社程度		再掲	産業労働局
90	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。 (再掲 No.11参照)	30年度終了(31年度から「働きやすい職場環境づくり推進事業」実施)		再掲	産業労働局
342	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	研修 20回 専門家派遣 延500回 奨励金 300社		再掲	産業労働局
91	東京次世代育成企業支援事業(登録制度)	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。	登録企業の取組を公表 29年度新規受付終了		再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		(2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。(再掲 No. 12参照)	29年度終了		再掲	産業労働局
92	仕事と介護の両立推進事業	介護と仕事の両立を推進するため、シンポジウム・相談会の開催による意識啓発やポータルサイトの運用による企業や労働者に向けた情報提供を行います。また、介護と仕事の両立に係る相談窓口により企業・労働者個人の実情に応じた助言のほか、必要に応じて専門機関の紹介等を行います。(再掲 No.13参照)	29年度終了 (30年度から「家庭と仕事の両立支援推進事業」実施)			産業労働局
93	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。(再掲 No.14参照)	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内		再掲	産業労働局
313	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO(仮称)」を実施する。(再掲No.302, No.311参照)	ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回		再掲	産業労働局
314	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、介護と仕事のポータルサイトをリニューアルし、情報を総合的に提供する。合わせて、介護と仕事の両立について、事例発表会の開催による意識啓発を行うと共に、専門家が電話やメールにより助言するヘルプデスクの運営を行う。(再掲No.304, No.312参照)	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 介護と仕事の両立事例発表会の開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営 とうきょう介護と仕事の両立応援デスクの運営		再掲	産業労働局
315	働く人のチャイルドプランサポート事業	企業の人事労務担当者等に、不妊治療と仕事の両立に必要な知識を付与する研修を実施するとともに、不妊治療と仕事の両立支援に関する制度を整備した企業に対し奨励金を支給し、両立の取組を促進する。(再掲No.305参照)	研修 400人 奨励金 上限40万円 規模150社		再掲	産業労働局
316	働くパパママ育休取得応援事業	従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企業への支援、男性の育児休業取得奨励といった支援を行うことで企業の職場環境整備を推進する。(再掲No.306参照)	働くママコース 規模 1,000件 金額 1,250千円 働くパパコース 規模 50件 金額 250千円～3,000千円		再掲	産業労働局
343	家事支援外国人受入事業	国家戦略特区制度を活用して受け入れた外国人材による家事支援サービスを認定事業者が提供します。	都が事務局を務める管理協議会による認定事業者の管理・指導			政策企画局
② 男性の家事・育児等への参画						
ア. 男性の家事・育児等への参画のための環境づくりの促進						

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
94	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催九都府市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。(再掲 No.10, No.89参照)	認定企業 13社程度		再掲	産業労働局
95	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。(再掲 No.11, No.90参照)	30年度終了(31年度から「働きやすい職場環境づくり推進事業」実施)		再掲	産業労働局
344	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	研修 20回 専門家派遣 延500回 奨励金 300社		再掲	産業労働局
96	東京次世代育成企業支援事業(登録制度)	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。(再掲 No.12, No.91参照)	登録企業の取組を公表 29年度新規受付終了		再掲	産業労働局
		(2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。(再掲 No.12, No.91参照)	29年度終了		再掲	産業労働局
317	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO(仮称)」を実施する。(再掲No.302, No.311, No.313参照)	ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回		再掲	産業労働局
318	働くパパママ育休取得応援事業	従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企業への支援、男性の育児休業取得奨励といった支援を行うことで企業の職場環境整備を推進する。(再掲No.316参照)	働くママコース 規模 1,000件 金額 1,250千円 働くパパコース 規模 50件 金額 250千円～3,000千円		再掲	産業労働局
97	ライフ・ワーク・バランス推進事業	男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例などを、WebサイトやSNSで発信するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。(再掲 No.88参照)	・H30年度に開設したWebサイト「パパズ・スタイル」のコンテンツを充実 ・Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営		再掲	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。(再掲 No.88参照)	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布(みらい手帳 15万部)		再掲	生活文化局
			男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、74、98、134、148を含む)	再掲	生活文化局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
345	男性の家事・育児への参画	男性の家事・育児参画の気運醸成に向けた事業展開に活用するため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施		再掲	生活文化局
イ. 男性の家事・育児等への参画促進のための啓発						
98	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。(再掲No.74参照)	男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、88、97、129、147、149を含む)	再掲	生活文化局
③ 妊娠・出産・子育てに対する支援						
ア. 保育サービスの充実						
99	保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。(再掲 No.26参照)	国の保育所等整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減		再掲	福祉保健局
100	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。(再掲 No.27参照)	A型 137 か所、B型 18か所		再掲	福祉保健局
101	認証保育所に対する税制支援	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。(再掲 No.28参照)	・固定資産税・都市計画税 ・不動産取得税 ・事業所税		再掲	主税局
102	私立幼稚園等における預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。(再掲 No.29参照)	私立幼稚園預かり保育推進補助 498園		再掲	生活文化局
			私立幼稚園等一時預かり事業費補助 233園		再掲	生活文化局
103	認証保育所の指導監督等	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対する指導を実施します。(再掲 No.30参照)	・現地確認 7か所 ・開設後運営指導 18か所		再掲	福祉保健局
104	認可外保育施設に対する巡回指導強化事業	認可外保育施設に対する巡回指導チームを編成し、指導体制を強化することによって、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全・安心及び保護者の安心を確保します。(再掲 No.31参照)	(平成30年4月1日現在) ベビーホテル 550か所 事業所内保育施設 298か所 院内保育施設 171か所 その他施設 152か所 認証保育所 610か所		再掲	福祉保健局
105	認証保育所等研修事業	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員に対する研修を実施します。(再掲No.32参照)	・認証保育所施設長研修 年間300名 ・認証保育所中堅保育士研修 年間300名 ・家庭的保育者研修(認定研修 年間50名、現任研修 年間120名) ・病児・病後児保育研修 年間80名 ・病児・病後児保育(訪問型)研修 年間20名 ・認可外保育施設職員テーマ別研修 年間7,000名		再掲	福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
106	認可外保育施設利用支援事業	待機児童の解消に向けて、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。（再掲 No.33参照）	21,778人		再掲	福祉保健局
107	待機児童解消に向けた税制支援	民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、区部において、保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を5年間減免します。（再掲 No.34参照）	・固定資産税・都市計画税		再掲	主税局
108	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。（再掲 No.35参照）	開設準備経費補助（国制度） 1施設 （国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で対応）		再掲	福祉保健局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。（再掲 No.35参照）	開設準備経費等への補助 1園		再掲	生活文化局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。（再掲 No.35参照）	区市町村立の幼稚園が認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く）として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。認定を受けた公立幼稚園は、幼稚園型認定こども園の3園（平成30年4月1日現在）		再掲	教育庁
109	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。（再掲 No.36参照）	全市町村 39か所		再掲	福祉保健局
110	延長保育	就労形態の多様化等による延長保育のニーズに対応するため、認可保育所等において11時間の開所時間の前後に行う延長保育の充実を図ります。（再掲 No.37参照）	3,151か所 一般型（保育短時間認定）708か所 一般型（保育標準時間認定）2,440か所 訪問型（保育短時間認定）1か所 訪問型（保育標準時間認定）2か所		再掲	福祉保健局
111	病児保育事業費補助	保育所に通所中の児童等が病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病児・病後児保育の充実を図ります。また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。（再掲 No.38参照）	病児・病後児対応型事業 161か所 体調不良児対応型事業 70か所 非施設型（訪問型）事業 1か所		再掲	福祉保健局
112	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。（再掲 No.39参照）	125か所		再掲	福祉保健局
319	ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。	利用上限 （保育短時間認定）1日8時間かつ月160時間 （保育標準時間認定）1日11時間かつ月220時間		再掲	福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
113	都立病院・公社病院における病児保育事業の実施	区市から事業を受託し、病院内に設置する病児・病後児保育室において保育が可能な病気の児童を預かり、一時的に保育を行います。(再掲 No.40参照)	以下のとおり実施 都立病院 (1カ所) ・墨東病院 平日8時30分～18時00分(土・日・祝・年末年始除く)まで 定員4名、保育料2,000円 東京都保健医療公社 (2カ所) ・公社多摩北部医療センター 月～金8時00分～18時00分(土・日・祝・年末年始除く)まで 定員8名、利用料1日2,500円、4時間まで1,500円 ・公社東部地域病院 平日8時30分～18時00分(土・日・祝・年末年始除く)まで 定員4名、保育料2,000円		再掲	病院経営本部
114	企業による保育施設設置支援事業	育児中の女性が活躍できる職場環境が整備されるよう、企業による保育施設設置の相談やPRを行います。(再掲 No.41参照)	・企業内の保育施設の設置・運営に関する相談窓口の運営 ・企業内保育施設設置セミナー 年8回 ・保育施設設置企業見学会 年5回 ・企業主導型保育施設の共同利用情報の提供 ・共同利用推進セミナー 年2回 ・共同利用マッチング会 年2回		再掲	産業労働局
115	企業主導型保育施設設置促進事業	企業主導型保育施設の設置を促進するため、国の補助対象外となる開設時の備品購入等に要する経費に対する補助を行います。(再掲 No.42参照)	160施設		再掲	産業労働局
346	院内保育の地域開放	職員の福利厚生として都立病院内に設置・運営している保育室(認可外保育室)において、空き定員の一部を地域開放します。	○駒込病院の院内保育室を地域開放するとともに、他の保育室についても利用状況を踏まえて地域開放を検討			病院経営本部
イ. 地域での子育て支援						
116	一時預かり事業補助	保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備する。	・一般型 895,657人 ・余裕活用型 3,865人 ・都単独型 22,133人			福祉保健局
117	定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。	定期利用保育事業 179,833人			福祉保健局
118	子供家庭支援センター事業	子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービスの提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。	60か所(内小規模型6か所) (区部は財政調整交付金により実施、市町村部は子供家庭支援区市町村包括補助により実施)			福祉保健局
119	子育てひろば機能の充実	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所(保育所等)で「親子の交流の場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。	都単独型について、市町村部は子育て推進交付金により実施し、区部は財政調整交付金により実施。一般型及び連携型については子ども・子育て支援交付金により実施。			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
120	親の子育て力向上支援事業	育児に自信の持てない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	子供家庭支援区市町村包括補助により実施			福祉保健局
121	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	2,393単位 (子ども・子育て支援交付金により実施)			福祉保健局
122	放課後における子供の居場所づくり	地域の大人たちの協働により、放課後における、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)をつくり、スポーツ・文化活動などを提供します。	放課後子供教室への補助 1,218か所 区市町村が、地域の人々の参画を得て、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)をつくり、学習・スポーツ・文化活動や交流活動などを行う事業に補助			教育庁
123	児童相談所の運営	18歳未満の子供に関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	都内11か所の児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが、18歳未満の子供に関する様々な相談、サービスにあっている。			福祉保健局
124	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の推進	育児の手助けをしたい人(提供会員)と手助けを受けたい人(依頼会員)が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	子供家庭支援区市町村包括補助及び子ども・子育て支援交付金により実施			福祉保健局
125	出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)	全ての子育て家庭を対象に妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を提供するため、地域における子育て支援のワンストップ拠点に保健師や助産師などの専門職を配置する取組や、妊娠届出時の面接等の機会に直接「育児パッケージ(子育て用品等)」を配布し、妊産婦の状況を把握する取組を行う区市町村に対して、補助を実施します。	区市町村補助事業(通年)			福祉保健局
320	産後ケア支援事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保に向け、産後ケア事業を実施する区市町村の取組を支援します。	区市町村補助事業(通年)			福祉保健局
321	産婦健康診査支援事業	産後うつ予防や新生児の虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する区市町村の取組を支援します。	区市町村補助事業(通年)			福祉保健局
126	児童虐待への取組の推進	子供家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見など、迅速かつ的確な対応を図ります。	児童相談所により対応(No.66参照)、子供家庭支援センターにより対応(No.60参照)、要支援家庭の早期発見・支援事業(子供家庭支援区市町村包括補助により実施)			福祉保健局
		児童虐待に係る関係機関との情報共有を図り、早期発見、早期対処していくことで、事態の深刻化の防止を図ります。	○ 警視庁と福祉保健局との児童虐待対応の連携強化に向けた「協定書」に基づき、情報共有範囲の拡大、意見交換会の場の拡充、要保護児童対策地域協議会における連携の促進、普及啓発活動及び研修等における相互協力を強化推進 ○ 各種警察活動を通じて児童虐待事案の早期発見に努め、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図る			警視庁

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		学校、児童相談所、警察、民生・児童委員等の関係機関が連携するための組織である学校サポートチームを活用し、児童虐待の早期発見や迅速かつ的確な対応につなげます。	小学校（平成22年度から）、中学校（平成21年度から）、高等学校及び特別支援学校（平成26年度から）の全校に学校サポートチームを設置し、多様化、複雑化した児童・生徒の問題行動への組織的な対応と健全育成を推進			教育庁
127	子供の心診療拠点病院	子供の心の問題（虐待・発達障害・いじめ・不登校等）について、専門的なケアにつながる体制を整備するため、都内医療機関における子供の心の対応への取組が促進されるよう、拠点的役割を果たす医療機関が技術支援や情報提供などを行います。	都内1医療機関			福祉保健局
128	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子どもと家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。（再掲 No.36, No.109参照）	全市町村 39か所		再掲	福祉保健局
ウ. 子育てと仕事の両立が可能な環境整備づくりの促進						
129	ライフ・ワーク・バランス推進事業	男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例などを、WebサイトやSNSで発信するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。（再掲 No.88, No.97参照）	・H30年度に開設したWebサイト「パパズ・スタイル」のコンテンツを充実 ・Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営		再掲	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。（再掲 No.88, No.97参照）	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布（みらい手帳 15万部）		再掲	生活文化局
			男性参画のための夫婦向け講座（開催回数：3回）及びシンポジウム（開催回数：1回）の開催	(25、58、72、74、98、134、148を含む)	再掲	生活文化局
347	男性の家事・育児への参画	男性の家事・育児参画の気運醸成に向けた事業展開に活用するため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施		再掲	生活文化局
130	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。 「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催 九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。（再掲 No.10, No.89参照）	認定企業 13社程度		再掲	産業労働局
131	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。（再掲 No.11, No.90参照）	30年度終了（31年度から「働きやすい職場環境づくり推進事業」実施）		再掲	産業労働局
348	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	研修 20回 専門家派遣 延500回 奨励金 300社		再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
132	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。（再掲 No.12, No.91参照）	登録企業の取組を公表 29年度新規受付終了		再掲	産業労働局
		(2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。（再掲 No.12, No.91参照）	29年度終了		再掲	産業労働局
133	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。（再掲 No.14, No.93参照）	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内		再掲	産業労働局
322	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO(仮称)」を実施する。（再掲 No.302, No.311, No.313, No.317参照）	ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回		再掲	産業労働局
323	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、介護と仕事のポータルサイトをリニューアルし、情報を総合的に提供する。 合わせて、介護と仕事の両立について、事例発表会の開催による意識啓発を行うと共に、専門家が電話やメールにより助言するヘルプデスクの運営を行う。（再掲No.304, No.	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 介護と仕事の両立事例発表会の開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営 とうきょう介護と仕事の両立応援デスクの運営		再掲	産業労働局
324	働く人のチャイルドプランサポート事業	企業の人事労務担当者等に、不妊治療と仕事の両立に必要な知識を付与する研修を実施するとともに、不妊治療と仕事の両立支援に関する制度を整備した企業に対し奨励金を支給し、両立の取組を促進する。（再掲No.305, No.315参照）	研修 400人 奨励金 上限40万円 規模150社		再掲	産業労働局
325	働くパパママ育休取得応援事業	従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企業への支援、男性の育児休業取得奨励といった支援を行うことで企業の職場環境整備を推進する。（再掲No.306, No.316参照）	働くママコース 規模 1,000件 金額 1,250千円 働くパパコース 規模 50件 金額 250千円～3,000千円		再掲	産業労働局
134	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。（再掲 No.74, No.98参照）	男性参画のための夫婦向け講座（開催回数：3回）及びシンポジウム（開催回数：1回）の開催	(25、58、72、88、97、129、147、149を含む)	再掲	生活文化局
349	家事支援外国人受入事業	国家戦略特区制度を活用して受け入れた外国人材による家事支援サービスを認定事業者が提供します。	都が事務局を務める管理協議会による認定事業者の管理・指導		再掲	政策企画局
エ. 行動しやすいまちづくり						

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
135	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり推進協議会等の開催 福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 インターネットを活用した情報提供 条例、ガイドライン等の周知、普及・推進 福祉のまちづくり推進計画の改定 			福祉保健局
136	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業44両			都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業) (東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業) 17駅 (東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)			都市整備局
		鉄道駅エレベーター等整備事業	エレベーター供用開始 6駅10基 (平成28～33年度で16駅整備)			交通局
		ノンステップバスの導入	エスカレーター 供用開始1駅1基			交通局
		フルフラットバスの導入	平成24年度以降全車ノンステップ化			交通局
		マタニティマークの普及への協力	フルフラットバスの導入 (平成30年度までに29両導入)			交通局
			都営地下鉄各駅及び日暮里・舎人ライナー日暮里駅の駅長事務室で配布			交通局
350	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援する。また公共施設のトイレの洋式化及び女子トイレの増設等に取り組む区市町村を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業 8区市町村 ユニバーサルデザインのまちづくり緊急整備事業 20区市町村 公共施設のトイレの洋式化 1,450基 公共施設の女子トイレの増設等 20件 			福祉保健局
351	大江戸線への子育て応援スペースの試験導入	お子様連れのお客様が安心して気兼ねなく電車を利用できるように、大江戸線の一部の車両に子育て応援スペースを試験導入します。	車両改修、試験導入			交通局
137	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、思いやりの心を醸成する心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 「心のバリアフリー」普及啓発ポスターコンクールの実施 障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供 			福祉保健局
138	子育て親子の外出環境整備事業 (赤ちゃん・ふらっと事業)	子育て家庭が気軽に外出できるよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。	(子供家庭支援区市町村包括補助事業により実施)			福祉保健局
④ 介護に対する支援						
ア. 介護への支援						
139	在宅介護サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄等日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。	東京都高齢者保健福祉計画(平成30年度～平成32年度)における主なサービスの目標量(見込み) 訪問介護(ホームヘルプサービス) 31,334,256回/年			福祉保健局
		訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。	訪問入浴介護 606,346回/年			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		訪問看護 看護職員等が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。	訪問看護 7,910,008回/年			福祉保健局
		訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。	訪問リハビリテーション 1,285,738回/年			福祉保健局
		通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア） 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	通所介護（デイサービス） 12,168,523回/年 通所リハビリテーション（デイケア） 2,403,238回/年			福祉保健局
		短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ） 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等又は医療機関等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練を受けます。	短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ） 2,901,059日/年			福祉保健局
140	認知症高齢者グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	83ユニット			福祉保健局
141	介護保険施設の整備（特別養護老人ホーム）	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 21か所1,500人 ・継続 37か所3,293人			福祉保健局
142	介護保険施設の整備（老人保健施設）	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 3か所 279人 ・継続 4か所 404人 ・大規模改修 5件 ・看取り改修 1件			福祉保健局
イ. 仕事と介護の両立が可能な環境づくりの促進						
143	仕事と介護の両立推進事業	介護と仕事の両立を推進するため、シンポジウム・相談会の開催による意識啓発やポータルサイトの運用による企業や労働者に向けた情報提供を行います。また、介護と仕事の両立に係る相談窓口により企業・労働者個人の実情に応じた助言のほか、必要に応じて専門機関の紹介等を行います。（再掲 No.13, No.92参照）	29年度終了（30年度から「家庭と仕事の両立支援推進事業」実施）		再掲	産業労働局
144	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。（再掲 No.10, No.89, No.130参照）	認定企業 13社程度		再掲	産業労働局
145	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。（再掲 No.11, No.90, No.131参照）	30年度終了（31年度から「働きやすい職場環境づくり推進事業」実施）		再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
352	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	研修 20回 専門家派遣 延500回 奨励金 300社		再掲	産業労働局
146	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。(再掲 No.14, No.93, No.133参照)	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内		再掲	産業労働局
147	ライフ・ワーク・バランス推進事業	男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例などを、WebサイトやSNSで発信するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。(再掲 No.88, No.97, No.129参照)	・H30年度に開設したWebサイト「パパズ・スタイル」のコンテンツを充実 ・Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営		再掲	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。(再掲 No.88, No.97, No.129参照)	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布(みらい手帳 15万部)		再掲	生活文化局
			男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、74、98、134、148を含む)	再掲	生活文化局
353	男性の家事・育児への参画	男性の家事・育児参画の気運醸成に向けた事業展開に活用するため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施		再掲	生活文化局
148	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。(再掲 No.74, No.98, No.134参照)	男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、88、97、129、147、149を含む)	再掲	生活文化局

2 地域における活動機会の拡大

ア. 地域における男女平等参画の促進

149	ライフ・ワーク・バランス推進事業	男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例などを、WebサイトやSNSで発信するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。(再掲 No.88, No.97, No.129, No.147参照)	・H30年度に開設したWebサイト「パパズ・スタイル」のコンテンツを充実 ・Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営		再掲	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。(再掲 No.88, No.97, No.129, No.147参照)	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布(みらい手帳 15万部)		再掲	生活文化局
			男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、74、98、134、148を含む)	再掲	生活文化局
354	男性の家事・育児への参画	男性の家事・育児参画の気運醸成に向けた事業展開に活用するため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施		再掲	生活文化局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
150	地域で活躍する女性の活動を紹介するイベント	地域における女性の活躍を後押しするため、地域における様々な課題解決のために活躍している女性の事例や、女性が参加しやすい地域活動を紹介します。	東京ウィメンズプラザフォーラムにて、地域における様々な課題解決のために活躍している女性の事例や女性が参加しやすい地域活動を紹介するイベントの実施			生活文化局
151	共助社会づくり推進事業	都内のボランティア行動者率40%という目標を平成32年度までに達成するため、ボランティア文化の定着に向けた様々な取組を実施し、都民全体のボランティア気運を醸成します。	・「共助社会づくりを進めるための社会貢献大賞」の表彰式を実施するなど、継続的・先進的な活動を紹介することで、都民全体のボランティア気運を醸成			生活文化局
3 男女平等参画を推進する社会づくり						
① 政治・行政分野への参画促進						
ア. 政治・行政分野における男女平等参画の促進						
152	採用及び職域の拡大に当たっての男女平等の徹底	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等において、男女平等の徹底を図ります。	各局で実施			各局
153	管理職選考受験の奨励	管理職選考の受験について、男女双方の職員に積極的に奨励します。	各局で実施			各局
154	東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン	女性の活躍と育児・介護と仕事の両立など、全ての職員の活躍につながる働き方改革を進めるため、時差勤務拡大をはじめとした、より柔軟な働き方の推進や、20時完全退庁・イクボス宣言による「残業ゼロ」への意識改革・職場づくり、とちょう保育園の運営等に取り組むことで、職員の生活面の充実を図るとともに、都民サービス向上につながる「ライフ・ワーク・バランス」を実現していきます。また、行政系の女性管理職比率の向上にも取り組みます。	・育児中の職員のキャリア形成促進 (妊娠中・育休中・育休復帰後など、育児のライフステージに応じた両立支援講座の開催等(開催回数:計6回程度)) ・職場の危機管理としての育児や介護と仕事の両立支援 (「両立支援ハンドブック」及び「介護と仕事の両立ガイドブック」の活用等) ・「ライフ・ワーク・バランス」の鍵となる働き方改革 (20時完全退庁の推進、フレックスタイム制の導入等)			総務局
355	女性活躍推進のための研修の実施	育児や介護等のライフイベントを控えた女性職員が積極的にキャリア形成を考えられるよう、専門家による講演や管理監督職への意識醸成などを内容とする研修を実施します。	・ライフワークバランス研修 年1回実施			水道局
356	地下駅における女性職員施設の整備方法の検討	女性施設の整備が進んでいない地下駅について、整備方法の検討をするため、現場の詳細調査を行います。	調査委託を実施			交通局
155	審議会等への女性委員の任用促進	審議会等における女性委員の任用率35%を早期に達成し、更なる任用率の向上を目指します。	各局で実施			各局
		☆女性委員候補者の紹介や人材情報の提供を通じて、都庁内における審議会等の女性委員の任用促進を図ります。	・女性委員の任用促進に向けた状況把握調査 ・首都大学東京の女性教員名簿の提供 ・女性委員の積極的任用を依頼する知事名文書の配付 ・各局総務部長への働きかけ ・「はばたく女性人材バンク」の活用 ・管理職向け女性委員任用率向上研修の実施 ・女性委員任用促進に係るアンケート調査の実施			生活文化局
イ. 教育分野における男女平等参画の促進						

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
156	東京都教職員ライフ・ワーク・バランス推進プラン（教育委員会）	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画として平成30年3月に改訂した「東京都教職員ライフ・ワーク・バランス推進プラン」に基づき、女性の活躍やライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組を進め、公立学校教育職員の管理的地位にある女性の比率を高めていきます。	教育管理職選考要綱発表時に対象者へ周知する。			教育庁
② 防災・復興分野への参画促進						
ア. 防災における男女平等参画の促進						
157	女性防災人材の育成	地域で防災活動を支える女性の育成、さらには災害時に女性を取り巻く環境の向上を目指すため、これまで地域防災活動に参加していなかった女性層を掘り起こし、女性人材の裾野を広げた上で、女性リーダーとして活躍できる人材を育成します。	・防災の基礎知識を学ぶ「防災ウーマンセミナー」の実施（4回） ・リーダー的人材を育成する「防災コーディネーター育成研修会」の実施（2回）			総務局
158	「東京くらし防災」の活用促進	平成29年度に作成した女性視点の防災ブック「東京くらし防災」の活用促進を図り、都民への防災普及啓発を推進していきます。	・「東京くらし防災」の活用を促進するため、子どもを持つ親や高齢者など、多様な主体に対する普及啓発を強化			総務局
159	防災（語学）ボランティア	災害時に語学能力を活用して被災外国人等を支援するため、男女を問わず「東京都防災（語学）ボランティア」を募集・登録し、災害時の体制を整備するとともに、防災の現場における男女平等参画を進めます。	・平成30年4月1日現在：15言語 690人登録 ・防災（語学）ボランティアのスキルアップを目指し、実践に即した研修を講義形式やワークショップ等多様なメニューで実施。			生活文化局
160	防火防災訓練の推進による地域全体の防災力の強化	地域全体の防災力を高めるため、消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織や福祉関係者が連携した訓練を推進します。	家庭内の安全対策の推進者として、また、地域の防災リーダーとして地域住民に対する防火防災思想の普及が期待されている女性防火組織に対する指導を推進。特に、女性は家庭の防災の要となるべき立場にあることから、女性防火組織では家庭及び地域の安全を主眼とした活動を推進しており、各地域の地域特性に配慮した指導を推進。			東京消防庁
161	消防団活動継続のための環境整備	消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るとともに、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工夫する等の方策により、消防団員の仕事や家庭との両立を図ります。	引き続き、女性消防団員の定期健康診断において、子宮頸がん検査及び乳がん検査を実施するとともに、女性を対象とした消防団員募集リーフレットを作成。また、女性消防団員研修を継続して実施することで、活動能力等の向上を図る			東京消防庁
357	女性消防職員の活躍を支援する環境整備	女性消防職員の更なる活躍のため、より良い職場環境の実現に向けた取組の推進を図ります。	女性活躍推進に係る施策の理解を深め、幹部職員としての能力向上を図るとともにキャリア形成を確立することを目的とした研修を実施 育児休業復帰後の短時間勤務をする女性の活躍も可能とする救急隊を創設			東京消防庁
③ 教育・学習の充実						
ア. 学校での男女平等						
162	学校における人権教育の実施	学校が、学習指導要領を踏まえ、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、教育活動全体を通して組織的・計画的に適正な男女平等教育を実施するよう、指導計画の作成など指導内容の改善のための指導・助言を行います。	人権教育研究協議会における講義、学校訪問における指導・助言、人権教育プログラムへの関連資料の掲載			教育庁
		職層に応じた人権教育研究協議会を実施します。	園長・校長対象4回、副園長・副校長対象4回、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭等対象 4回等			教育庁
		区市教育委員会等との連携を通し、人権教育指導推進委員会を開催し、研究・協議を行います。	区市町村教育委員会指導主事等対象 4回			教育庁

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		各学校における校内研修等で活用するよう、人権教育の手引きである「人権教育プログラム」に適正な指導資料を掲載します。	都内公立幼稚園・公立学校教員等に64,500部配布			教育庁
163	人権教育に関する指導内容や方法の改善・充実	各学校で、学習指導要領を踏まえ、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、教職員が男女平等教育について正しい理解と認識を深め、指導内容や方法の改善、充実、効果的な教材の開発等を行うよう校内研修を支援します。	・指導訪問で校内研修等における指導・助言 ・人権尊重教育推進校 50校程度			教育庁
		全都の公立学校の中から人権尊重教育推進校を指定し、その研究・実践の成果を全都に普及します。				教育庁
164	都立高校における男女別定員制の緩和	男女別募集人数の9割までを総合成績の順に決定し、1割に相当する人員を男女合同の総合成績により決定することにより、男女別定員制の緩和を図ります。	31校で実施予定			教育庁
165	インターンシップの推進	就業体験を通じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成するため、これまでのインターンシップ実施校の実績を踏まえ、インターンシップを効果的に推進するとともに、就業体験の受入先の開拓を進めます。	・学校外の学修としての単位認定や総合的な学習の時間への位置付け、及び特色ある教育課程の編成に向けた一層の推進 ・都独自教科「人間と社会」の体験活動の一つとして、インターンシップの実施機会の設定			教育庁
166	わく(Work)わく(Work)Week Tokyo (中学生の職場体験)の推進	都内区市町村教育委員会や公立中学校に対し、中学生の職場体験事業(わくわくWeek Tokyo)への参加を呼びかけます。(再掲 No.49参照)	都内全公立中学校に在学する約7万5,000人の中学生が参加	31年度から生活文化局へ移管	再掲	青少年・治安対策本部
		公的施設・事業所や一般企業など、受入先を開拓し、5日間程度、中学生の職場体験を実施します。(再掲 No.49参照)	都内公立中学校の生徒が、5日間程度学校を離れ、地域商店や事業所、地元企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験 都内全公立中学校で実施	31年度から生活文化局へ移管	再掲	青少年・治安対策本部
		中学生の職場体験推進協議会及び都庁内推進会議を企画・運営します。(再掲 No.49参照)	○推進協議会：庁外の51の民間団体・123の公的機関が、中学生の受け入れについて情報共有 ○推進会議：庁内各局の担当者が中学生の受け入れについて情報共有	31年度から生活文化局へ移管	再掲	青少年・治安対策本部
		都内の公立中学校に「受入事業所一覧」を提供します。また普及啓発のためのリーフレット等を提供します。(再掲 No.49参照)	○受入事業所一覧：約2,300か所の事業所についての情報を、都内全公立中学校に提供 ○リーフレット：希望する中学校や新規受入事業所に随時発送	31年度から生活文化局へ移管	再掲	青少年・治安対策本部
		都民の意識啓発・機運の醸成を図るため、中学生の職場体験報告書を作成・配布します。また、東京都教育庁と職場体験発表会を開催します。(再掲 No.49参照)	○報告書：7,000部発行。都内各中学校や教育委員会、事業者等に発送 ○発表会：都内各教育委員会、推進協議会委員、推進会議委員等約150名が出席	31年度から生活文化局へ移管	再掲	青少年・治安対策本部
		中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。(再掲 No.49参照)	・3～5日 約623校 実施予定		再掲	教育庁
167	進路指導の充実	学校が、キャリア教育の視点に立った進路指導の内容及び方法の工夫・改善を図り、組織的・計画的に推進できるよう支援します。	・キャリア教育教師用手引書の活用 ・外部人材の導入・活用の促進等を図るためのリーフレットの活用			教育庁
イ. 研修・情報提供						

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
168	教職員への人権研修の実施	人権課題「女性」等について、今日の人権教育推進に関わる国際的な動向や東京都教育委員会の基本的な考え方、当面する人権教育推進上の諸課題について理解を深め、各学校における具体的な推進を図ることができるよう、教職員への研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育管理職候補者研修 582名 年1回開催 ・初任者等研修 598名 年1回開催 ・中堅教諭等資質向上研修 600名 年2回開催 専門性向上研修 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育Ⅱ 40名 年1回開催 			教育庁
169	社会教育関係職員等研修の実施	社会教育関係指導者等を対象に、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施します。	年18回			教育庁
170	情報資料の収集と提供	人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発資料を作成、配付します。	(1) 広報誌「とうきょうの地域教育」 各19,000部 年4回発行 (2) 人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」 105,000部			教育庁 教育庁
ウ. 多様な学習機会の提供						
171	都立学校公開講座	都民の生涯学習の幅広いニーズに応えるとともに、開かれた学校の実現を目指して、都立学校の教育機能を開放し学習機会を提供します。	全都立学校 280講座			教育庁
172	自主学習活動の支援	東京ウィメンズプラザの施設の利用・貸出を通じて、男女平等参画に関する学習活動を支援します。	ホール、会議室、保育室、ワーキングルーム等の貸出等			生活文化局
173	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリアアップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。(再掲 No.21参照)	職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校で実施 13か所 求職者向け：延べ147科目、定員6,780名 (施設内訓練104科目、4,605名) (委託訓練43科目、2,175名) 在職者向け：定員19,317名		再掲	産業労働局
④ 社会制度・慣行の見直し						
ア. 都庁内における対応						
174	都職員の旧姓使用	旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められるものを除き、都職員の申出により、旧姓を使用することができます。	平成14年4月から実施 平成30年2月から使用可能範囲拡大 平成30年1月1日から実施(東京消防庁)			総務局 各局
175	庁内広報紙作成のポイント	男女平等参画の視点に立った広報紙・誌、ポスター等を作成するよう庁内に情報提供等を行います。	ポスター等作成時の留意事項について周知			生活文化局
176	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局局長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。	年1回開催 ・施策の進行管理 ・総合調整			生活文化局
⑤ 生涯を通じた男女の健康支援						
ア. 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援						
177	周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	周産期母子医療センターの運営 27施設、 母体救命対応の総合周産期母子医療センターの運営 6施設、 搬送コーディネーターの配置、 周産期連携病院NICU運営費補助 3施設、 災害時周産期医療体制検討部会 3回 災害時周産期医療体制検討部会ガイドライン作成PT 4回、 災害時小児周産期リエゾン研修 32回			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
			周産期医療施設等の整備 施設整備 1施設 設備整備等 20施設 周産期連携病院等の整備 施設整備 0施設 設備整備 9施設 周産期医療ネットワークグループの構築 周産期医療協議会の開催 9回（協議会2回、部会2回、連絡会5回） 小児等在宅移行研修 在宅移行支援病床運営事業 8施設 在宅移行支援病床の整備 施設整備 0施設 設備整備 3施設 在宅療養児一時受入支援事業 22施設 多摩新生児連携病院 3施設 周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）15施設 産科医等確保支援事業 産科医等育成支援事業 新生児医療担当医確保支援事業 新生児救命研修 産科救急対応向上事業 その他（周産期医療情報ネットワーク、周産期医療関係者研修、周産期医療調査事業等） NICU等入院児の在宅移行支援事業 新生児医療担当医育成支援事業			福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局
178	小児救急医療体制の整備	区市町村が実施する小児初期救急運営に対する補助、休日及び夜間における小児の二次救急医療体制の確保、重篤、重症の小児救急患者を迅速に受け入れ、救命治療を行う「東京都こども救命センター」の運営など、初期から三次までの小児救急医療体制を構築します。	小児初期救急運営費補助 平日夜間診療 53地区 小児初期救急医療施設等整備 施設整備 1施設 設備整備 4施設 休日・全夜間診療（小児） 全都60施設 72床/日（うちトリアージナース配置 5施設） 休日・全夜間参画医療機関施設整備費等補助（小児） 設備整備 2施設 こども救命センターの運営 4施設 小児医療協議会（協議会1回、部会2回、講演会1回）			福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局
179	母子保健医療に関する相談事業・情報提供事業	電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談） 母子の健全な育成を図り、小児救急医療の前段階での安心の確保のため、区市町村保健センター等が閉庁する平日夜間・休日に、子供の健康や救急に関して、看護師や保健師等、また、必要に応じて小児科医師が専門的な立場から電話での相談に応じます。 SIDS電話相談 SIDS(乳幼児突然死症候群)をはじめ、病気、事故、流産、死産等で子供を亡くした家族等の精神的支援を行うため、保健師及び体験者が相談に応じます。 TOKYO子育て情報サービス 妊娠、子育て及び子供の事故防止等に関する情報を365日24時間、電話(音声自動応答システム)とインターネットにより提供します	相談日時：月曜日から金曜日 午後6時から翌朝8時まで 土日・休日・年末年始 午前8時から翌朝8時まで 相談日時：毎週金曜日（休日及び年末年始は除く） 午前10時から午後4時まで 子育てベビーガイド 101項目 子供の事故防止・応急手当ガイド 100項目 のお知らせ 21項目			福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		東京都子ども医療ガイド インターネットを通じて、子供の病気やけがへの対処の仕方、病気の基礎知識などの医療情報や子育ての情報などを分かりやすく提供します。	インターネットによる情報提供			福祉保健局
358	妊娠相談ホットライン	若年妊婦や望まない妊娠等に対する支援策を充実させるため、妊娠相談を望む人が確実に支援を受けられる体制を確保します。	福祉保健局の「妊娠相談ホットライン」及び「女性健康ホットライン」に寄せられた相談のうち、若年妊婦や望まない妊娠等に対し、確実に医療につなげるよう、大塚病院及び多摩総合医療センターへの予約を行う。 大塚病院及び多摩総合医療センターにおいては、「女性の健康相談窓口」を設置し、対面相談及び妊娠判定検査を行った上で、保健所等へつなぐことで、若年妊婦や望まない妊娠等に対して支援を行う。			病院経営本部
180	医療費の助成等	妊娠高血圧症候群等医療費の助成 妊産婦の死亡原因となるとともに、出生児に対する影響も著しい妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦が早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療費の助成を行います。	延べ 21件（区部、保健所政令市を除く）			福祉保健局
		入院助産 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	認定者数 559人			福祉保健局
181	不妊治療費の助成	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精に要する費用の助成を行います。	延べ 19,519件			福祉保健局
182	不妊検査等助成	不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成します。	助成件数 9,141件			福祉保健局
イ. 各年代に応じた健康支援及び性教育						
183	学校における性教育の実施	各学校が、「性教育の手引」等を活用するなどして、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環として、人間尊重の精神に基づいた性教育を適正に行うよう支援します。	改訂した「性教育の手引」の活用、モデル授業10地区10校の実施、体育健康教育担当指導主事連絡協議会等で周知			教育庁
184	性感染症対策・エイズ対策	性感染症検査保健所及び東京都南新宿検査・相談室で実施しているHIV検査に併せて、希望者に対して性感染症の検査を行います。検査時にカウンセリングを行い、陽性者に対しては治療を勧めます。	性感染症検査 23,386件			福祉保健局
		性感染症普及啓発活動パンフレットの作成や啓発イベントの開催を通じて、性感染症の正しい知識の普及啓発を図ります。	○梅毒対策 ・ポスター・リーフレットの作成・配布			福祉保健局
		HIV/エイズ相談検診体制HIV/エイズは早期発見、早期治療が重要であるため、保健所等において無料・匿名でHIV検査を実施します。東京都南新宿検査・相談室等では土曜・日曜・平日夜間にHIV検査を実施しています。また、検診・相談を通じてHIV/エイズに関する偏見のない社会づくりを目指します。	HIV/エイズ相談・検診体制 ・南新宿検査・相談室 平日夜間、土曜・日曜 ・都保健所 週1回 3か所 ・多摩地域検査・相談室 土曜 ※特別区保健所、八王子市保健所、町田市保健所においても、月1回～4回程度、無料・匿名でHIV検査及び相談を実施			福祉保健局
185	エイズ啓発拠点事業の充実・強化	繁華街等集まる若者をターゲットにエイズ啓発拠点（ふぉー・てい）事業を実施するとともに、繁華街での広報活動による情報発信を実施するなど、さらに効果的な予防啓発を図ります。	都内の青少年施設や大学等での啓発活動、インターネットや雑誌広告等の実施			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
186	エイズ対策普及啓発活動の強化	若年層に対する普及啓発として、同年代の仲間同士（＝ピア）と一緒にエイズのことを考えながら、エイズ予防や感染者への偏見・差別をなくすための活動を、地域の教育機関等と連携しながら、保健所（多摩地域）・東京都看護協会（23区）が実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ピアエデュケーターの養成 40人 ピアエデュケーターの派遣 26回 			福祉保健局
187	生涯を通じた女性の健康支援	女性の心身の健康に関する相談指導や不妊や不育に関する相談を行うとともに、相談・指導に従事する者の養成・資質向上のための講習会や研修を行います。また、妊娠等に関する正確な知識が広まるように普及啓発を行います。	女性のための健康ホットライン 通年 不妊・不育ホットライン 通年 相談指導（相談指導員養成） 通年 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発 通年 妊娠相談ほっとライン 通年			福祉保健局
188	女性専用外来の設置	女性特有の身体症状（疾患）やストレスなどによる心身の変調などを対象に、女性医師が「女性の心身を総合的に診察する。」専門外来を実施します。	原則として電話による予約制で、一人あたりの診療時間は30分程度 都立病院（3か所） <ul style="list-style-type: none"> 大塚病院（月1回） 墨東病院（週3回） 多摩総合医療センター（月2回） 東京都保健医療公社（2か所） <ul style="list-style-type: none"> 多摩南部地域病院（週1回） 大久保病院（週1回） 			病院経営本部
359	女性医療の充実	様々な診療科及び多職種による連携の下、思春期から妊娠の前段階、妊娠、出産、子育て／仕事、更年期、老年期と女性のライフステージに応じた医療及び支援を切れ目なく提供する体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ○大塚病院において、女性医療の充実に向けて方向性を検討 ○多摩メディカル・キャンパス整備基本計画を踏まえ、レディースエリアの設置に向けて具体的に検討 			病院経営本部
360	女性の健康等に関する普及啓発	都立病院の医療スタッフが、自治体の健康づくり部門や保健所、民間と連携し、女性に関する医療や健康づくり情報の普及啓発及び情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○大塚病院において、妊娠・出産、女性特有の疾患等に関する公開講座を開催 ○大塚病院において、女性に関する医療・健康に関する情報を発信 			病院経営本部
189	生活習慣改善推進事業	都民一人ひとりが望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村や民間団体等と連携し、都民自らが負担感のない生活習慣の改善を実践できるよう、普及啓発及び環境整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <あと10分歩こうキャンペーン> ・ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」の拡充 <女性の適正飲酒啓発活動> ・女性の適正飲酒啓発のための川柳コンクール事業（仮称）（都民の女性に川柳募集、アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に合わせてグランプリ授賞式実施予定。） <地域における食生活改善普及事業> ・ガイドブック「野菜、あと一皿」等を活用した普及啓発 			福祉保健局
190	「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業	健康づくりの視点を取り入れた「『ちょっと実行、ずっと健康。』ウォーキングマップ」（以下「マップ」という。）を作成し、マップを活用したウォーキングイベントや健康づくり事業に取り組む区市町村を支援します。	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
191	地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業	地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態がよいという報告があることから、住民の地域とのつながりを醸成するような生活習慣の改善のための普及啓発事業や健康教育等に取り組む区市町村を支援します。	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施			福祉保健局
361	地元から発信する健康づくり支援事業	地域で健康づくりに取り組む団体等の活動事例の表彰や紹介を通じて、健康寿命の延伸に向けた地域活動の活性化を図ります。	健康づくり活動を積極的に行っている団体、事業所を区市町村による推薦等を通じて募集。優秀な団体を表彰し、優れた取組について事例集として発行。 ・表彰式兼活動報告会 1回 ・取組事例集 3,000部			福祉保健局
192	女性のがん対策強化事業	女性特有のがん検診（子宮頸がん及び乳がん）について、検診の重要性を訴え、がんの予防と早期発見につなげるため、広く普及啓発を行います。	(1) 乳がん 母の日・乳がん月間キャンペーン、都庁舎ライトアップ (2) 職域で受診機会のない女性向け（女性の健康週間） ・成人式を活用した子宮頸がん普及啓発キャンペーン ・若年層向け講演会 ・Webメディアを活用した啓発 ・就活生・大学生向け啓発 (3) 女性のヘルスリテラシーに向けた検討会（仮称） ・2回/年			福祉保健局
193	自殺総合対策東京会議	東京の自殺の現状を把握し、関係機関と連携して総合的な自殺対策を検討するとともに、自殺対策計画を策定していきます。また、区市町村において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう地域自殺対策推進センターを設置し、区市町村への支援体制を強化します。	自殺総合対策東京会議 1回/年 計画評価部会（仮） 1回/年 重点施策部会 1回/年			福祉保健局
194	自殺問題に関する普及啓発	自殺問題の実態や社会的取組の必要性について、都民、企業等の理解の増進と協力を進めるため、関係機関とともに都民的な運動を展開します。	自殺防止！東京キャンペーン 2回/年			福祉保健局
195	「ゲートキーパー」の養成	地域や職場などで、相手の心身不調のサインに気付き、専門機関による相談等へつなぎ、協働して取り組む役割を担う人材である「ゲートキーパー」の養成を支援します。	(平成27年度で事業は終了しているが、関係機関等からの依頼を受けた場合に、講師派遣を行う「出前研修」を実施している。)			福祉保健局
196	「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の構築	自殺の背景にある複合的な問題に対応するため、保健医療、労働、法律分野の相談機関や民間関係団体等の構成による重層的な相談・支援のネットワークを構築します。また、遺族への適切な情報提供など、遺族を支援する取組を進めます。	62機関 ・相談窓口一覧リーフレットの配布 ・遺族支援リーフレットの配布			福祉保健局
197	夜間こころの電話相談事業	通常の相談機関が開設していない時間帯（17時から22時）において相談を受け付け、うつ病等の病状悪化や自殺防止を図ります。	準夜間帯における電話相談			福祉保健局
198	東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～	自殺専用の相談電話を設置し、電話相談に対応する相談員の人材育成を行うことにより、自殺念慮者の相談に応じるとともに、適切な相談機関につなげることで自殺防止を図ります。	365日（受付は午後2時から翌朝午前5時半まで）			福祉保健局
199	地域自殺対策強化事業	地域の実情を踏まえた効果的な自殺対策事業に補助を行います。	区市町村及び民間団体が実施する自殺対策事業への補助			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
326	SNS自殺相談	若年層に対する自殺防止対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施します。	準夜間帯におけるSNS相談			福祉保健局
362	女性アスリートへの支援（普及啓発冊子の作成）	女性アスリート特有の健康上の課題と対応等を記載した冊子を作成し、都内競技団体等を通じてジュニア層や指導者等に普及啓発します。	都が実施する競技力向上事業を活用し、参加者である女性アスリートに冊子等を用いて普及啓発を促進	H30年度冊子作成		オリンピック・パラリンピック準備局

領域Ⅲ. 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

① ひとり親家庭への支援

ア. ひとり親家庭の相談や就業支援等

200	東京都ひとり親家庭支援センター事業	東京都ひとり親家庭支援センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ひとり親家庭及びその関係者に対し、生活相談、就業相談、養育費相談、面会交流支援、離婚前後の法律相談、就職情報の提供などの各種支援策を実施します。	生活相談（通年） 就業相談（通年） 養育費相談（通年） 面会交流支援（通年） 離婚前後の法律相談（通年）			福祉保健局
201	母子・父子自立支援員の活動	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	都内母子・父子自立支援員に対して都が研修を実施（新任研修3回現任研修3回）			福祉保健局
202	ひとり親家庭等生活向上事業の実施	ひとり親家庭に対して区市町村が実施する学習支援ボランティア事業や相談事業など、各種生活支援事業への補助を行います。	区市町村補助事業（26区市）			福祉保健局
203	ひとり親家庭等在宅就業推進事業	在宅就業を希望するひとり親等に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネータがサポートを行います。	在宅就業コーディネーターの配置 被支援者に対する在宅業務の発注又は受注環境の提供 被支援者に対する納品までの相談支援等 その他在宅就業支援に関すること			福祉保健局
204	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給します。	都事業（13町村）			福祉保健局
205	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	町村部に居住する母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給します。	都実施事業（13町村）			福祉保健局
206	東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付けます。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会において、ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対して貸付を実施			福祉保健局
207	母子・父子自立支援プログラム策定事業	町村部に居住し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。（区市居住者は各区市が実施）	都実施事業（13町村）			福祉保健局
208	ひとり親家庭相談窓口強化事業	就業支援専門員がひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等、就業についての相談・支援を行います。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供します。	都実施事業（13町村）			福祉保健局
209	職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中、訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業	・職業訓練手当の支給 (No. 21一部参照)			産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練の受講機会の確保を図ります。	・母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 定員145名			産業労働局
210	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	全市（区部は財政調整交付金により実施）			福祉保健局
211	児童扶養手当・児童育成手当（育成手当）の支給	ひとり親家庭等に対する児童扶養手当又は児童育成手当（育成手当）の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援します。	・児童扶養手当 都実施は町村部 ・児童育成手当（育成手当） 区部は財政調整交付金により実施			福祉保健局
212	母子及び父子福祉資金の貸付	ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援します。	5,647件			福祉保健局
213	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当て等を行います。	・ポイント方式による募集年2回募集（2月、8月） ・世帯向け募集における当選倍率の優遇（7倍）年2回募集（5月、11月） ・母子生活支援施設転出者向け特別割当て年2回割当て40戸程度（年			都市整備局
イ. 保育サービス等の整備						
214	保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。（再掲 No.26, No.99参照）	国の保育所等整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減		再掲	福祉保健局
215	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。（再掲 No.27, No.100参照）	A型 137 か所、B型 18か所		再掲	福祉保健局
216	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。（再掲 No.35, No.108参照）	開設準備経費補助（国制度） 1施設 （国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で対応）		再掲	福祉保健局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。（再掲 No.35, No.108参照）	開設準備経費等への補助 1園 区市町村立の幼稚園が認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く）として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。認定を受けた公立幼稚園は、幼稚園型認定こども園の3園（平成30年4月1日現在）		再掲	生活文化局 教育庁
217	一時預かり事業補助	保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備する。（再掲 No.116参照）	・一般型 895,657人 ・余裕活用型 3,865人 ・都単独型 22,133人		再掲	福祉保健局
218	定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。（再掲 No.117参照）	定期利用保育事業 179,833人		再掲	福祉保健局
219	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。（再掲 No.121参照）	2,458単位 （子ども・子育て支援交付金により実施）		再掲	福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
220	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。（再掲 №.124参照）	子供家庭支援区市町村包括補助及び子ども・子育て支援交付金により実施		再掲	福祉保健局
327	ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。	利用上限（待機児童の保護者及び育休満了者の場合） （保育短時間認定）1日8時間かつ月160時間 （保育標準時間認定）1日11時間かつ月220時間		再掲	福祉保健局
② 高齢者への支援						
ア. 地域における高齢者への支援						
221	緊急通報システム及び火災安全システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図り、在宅高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。	高齢社会対策区市町村包括補助事業にて対応			福祉保健局
		一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図り、在宅高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。	一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図ることにより、安全を確保するとともに緊急通報システム受信業務及び火災安全システム受信業務を通じて迅速な救助活動を行う			東京消防庁
222	シルバーピアの整備	高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活できるよう、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員又はワーデン（管理人）を配置し、バリアフリー化等、高齢者向けに配慮された公的賃貸住宅を整備する区市町村を支援していきます。	高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応			福祉保健局
		一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン（管理人）又はL S A（生活援助員）を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を実施します。	300戸（都営住宅（シルバーピア）の建設等）			都市整備局
223	サービス付き高齢者向け住宅等の登録・閲覧制度	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅や、東京シニア円滑入居賃貸住宅※（高齢者の入居を拒まない賃貸住宅）を登録し、その情報を広く提供します。 ※東京シニア円滑入居賃貸住宅の登録については、平成30年度末を以て終了	平成23年10月、高齢者住まい法の改正に伴い、「サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度」開始。			都市整備局
224	サービス付き高齢者向け住宅の供給助成	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する高齢者向け住宅の整備費や家賃等の助成を行う等により、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。	1,200戸			都市整備局
	東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス等を提供する高齢者向け住宅の整備費や家賃等の助成を行う区市町村を支援することにより、東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。				都市整備局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
225	高齢者等入居支援事業「あんしん居住制度」	賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者（高齢者等）の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。（公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業）	（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業 平成22年7月、「あんしん居住制度」と名称を変更するとともに、「持ち家」も対象に広げる等、条件を緩和 （旧名称：「あんしん入居制度」）			都市整備局
226	単身者向け都営住宅の公募	住宅に困窮している高齢単身者に対して、居住の場としての都営住宅を供給します。	年4回募集（2月、5月、8月、11月）			都市整備局
227	生活習慣改善推進事業	都民一人ひとりが望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村や民間団体等と連携し、都民自らが負担感のない生活習慣の改善を実践できるよう、普及啓発及び環境整備を行います。 （再掲 No.189参照）	<あと10分歩こうキャンペーン> ・ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」の拡充 <女性の適正飲酒啓発活動> ・女性の適正飲酒啓発のための川柳コンクール事業（仮称） （都民の女性に川柳募集、アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に合わせてグランプリ授賞式実施予定。） <地域における食生活改善普及事業> ・ガイドブック「野菜、あと一皿」等を活用した普及啓発		再掲	福祉保健局
228	「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業	健康づくりの視点を取り入れた「『ちょっと実行、ずっと健康。』ウォーキングマップ」（以下「マップ」という。）を作成し、マップを活用したウォーキングイベントや健康づくり事業に取り組む区市町村を支援します。（再掲 No.190参照）	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施		再掲	福祉保健局
229	地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業	地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態がよいという報告があることから、住民の地域とのつながりを醸成するような生活習慣の改善のための普及啓発事業や健康教育等に取り組む区市町村を支援します。（再掲 No.191参照）	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施		再掲	福祉保健局
363	地元から発信する健康づくり支援事業	地域で健康づくりに取り組む団体等の活動事例の表彰や紹介を通じて、健康寿命の延伸に向けた地域活動の活性化を図ります。	健康づくり活動を積極的に行っている団体、事業所を区市町村による推薦等を通じて募集。優秀な団体を表彰し、優れた取組について事例集として発行。 ・表彰式兼活動報告会 1回 ・取組事例集 3,000部		再掲	福祉保健局
230	高齢者の雇用就業支援事業	東京しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援します。	しごとセンターにおける支援			産業労働局
231	職業訓練の実施（高年齢者訓練）	都立職業能力開発センターにおいて高年齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施することにより、高年齢者の就業を支援します。	・高年齢者向け訓練 定員880名 ・高年齢者向け委託訓練 定員630名 （No. 21一部参照）		再掲	産業労働局
232	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同して整備します。	12区市に補助			産業労働局
233	シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村を通じて補助します。	58区市町村に補助			産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
イ. 行動しやすいまちづくり						
234	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。(再掲 No.135参照)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり推進協議会等の開催 福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 インターネットを活用した情報提供 条例、ガイドライン等の周知、普及・推進 福祉のまちづくり推進計画の改定 		再掲	福祉保健局
235	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業(再掲 No.136参照)	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業44両		再掲	都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業(鉄道駅エレベーター等整備事業)(東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)(再掲 No.136参照)	鉄道駅総合バリアフリー推進事業(鉄道駅エレベーター等整備事業) 17駅(東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)		再掲	都市整備局
		鉄道駅エレベーター等整備事業(再掲 No.136参照)	エレベーター供用開始 6駅10基(平成28~33年度で16駅整備)		再掲	交通局
			エスカレーター 供用開始1駅1基		再掲	交通局
		ノンステップバスの導入(再掲 No.136参照)	平成24年度以降全車ノンステップ化		再掲	交通局
		フルフラットバスの導入(再掲 No.136参照)	フルフラットバスの導入(平成30年度までに29両導入)		再掲	交通局
		マタニティマークの普及への協力(再掲 No.136参照)	都営地下鉄各駅及び日暮里・舎人ライナー日暮里駅の駅長事務室で配布		再掲	交通局
364	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援する。また公共施設のトイレの洋式化及び女子トイレの増設等に取り組む区市町村を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業 8区市町村 ユニバーサルデザインのまちづくり緊急整備事業 20区市町村 公共施設のトイレの洋式化 1,450基 公共施設の女子トイレの増設等 20件 		再掲	福祉保健局
236	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、思いやりの心を醸成する心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。(再掲 No.137参照)	<ul style="list-style-type: none"> 「心のバリアフリー」普及啓発ポスターコンクールの実施 障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供 		再掲	福祉保健局
③ 若年層への支援						
ア. 若年層への支援						
237	若年者の雇用就業支援事業	若者の就職支援のために、東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、ワンストップサービスを展開します。個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリングに加え、セミナーや合同企業説明会、企業見学等により、若者を就業に結びつけます。	しごとセンターヤングコーナーにおける支援			産業労働局
238	職業訓練の実施(若年者能力開発訓練)	都立職業能力開発センターにおいて、中卒者・高校中退者等、主に就業経験の無い若年者等を対象に、職業に必要な知識・技能に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施し、若年者の就業を支援します。また、複数の業種や、企画・製造・販売等の一連の業務を訓練し、若年者の適性や希望にあった業種・職種の選択を支援します。	若年者能力開発訓練 定員280名(No. 21一部参照)	(No. 21一部参照)	再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
239	キャリアデザイン意識の醸成	若者の将来を見据えたキャリアデザイン意識の醸成を図るため、大学生向け教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及について、さらに対象を広げて実施していきます。 (再掲 No.22, No.47参照)	「キャリアデザインコンテンツ」の普及		再掲	生活文化局
④ 障害者への支援						
ア. 障害者への支援						
240	職員対応要領の遵守	不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、職員対応要領を遵守し、適切に対応します。	各局で実施			各局
241	共生社会実現に向けた障害者理解促進事業	障害者差別解消法に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営や専門相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> 東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営 広域支援相談員及び専門相談の体制整備 紛争解決のための調整委員会の運営 障害者差別解消に係る動画の作成 都民及び事業者向け法令説明会の開催 障害及び障害者理解研修の開催 「ハートシティ東京」の運営 ヘルプマークの製作、配布 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発 			福祉保健局
イ. 行動しやすいまちづくり						
242	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。(再掲 No.135, No.234参照)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり推進協議会等の開催 福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 インターネットを活用した情報提供 条例、ガイドライン等の周知、普及・推進 福祉のまちづくり推進計画の改定 		再掲	福祉保健局
243	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 (再掲No.136, No.235参照)	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業44両		再掲	都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業) (東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等) (再掲 No.136, No.235参照)	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業) 17駅 (東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)		再掲	都市整備局
		鉄道駅エレベーター等整備事業 (再掲 No.136参照)	エレベーター 供用開始 6駅10基 (平成28～33年度で16駅整備)		再掲	交通局
			エスカレーター 供用開始1駅1基		再掲	交通局
		ノンステップバスの導入 (再掲 No.136参照)	平成24年度以降全車ノンステップ化		再掲	交通局
		フルフラットバスの導入 (再掲 No.136参照)	フルフラットバスの導入 (平成30年度までに29両導入)		再掲	交通局
		マタニティマークの普及への協力 (再掲 No.136参照)	都営地下鉄各駅及び日暮里・舎人ライナー日暮里駅の駅長事務室で配布		再掲	交通局
365	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援する。また公共施設のトイレの洋式化及び女子トイレの増設等に取り組む区市町村を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業 8区市町村 ユニバーサルデザインのまちづくり緊急整備事業 20区市町村 公共施設のトイレの洋式化 1,450基 公共施設の女子トイレの増設等 20件 		再掲	福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
244	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、思いやりの心を醸成する心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。(再掲No.137, No.236参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・「心のバリアフリー」普及啓発ポスターコンクールの実施 ・障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動 ・「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供 		再掲	福祉保健局
⑤ 性的少数者への支援						
ア. 性的少数者への支援						
245	普及啓発の推進	啓発用の冊子及びリーフレットの作成・配布や、イベント等でのパネル展示を行います。	冊子「みんなの人権」及びリーフレット「性自認・性的指向」の作成・配布、ヒューマンライツ・フェスタ東京等でのパネル展示の実施			総務局
246	男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・総相談件数 23,000件 (DV相談4,500件含む) ・一般相談 ・特別相談 ・男性相談 			生活文化局
247	人権問題に関する相談	東京都人権プラザにおいて、人権相談(一般相談)を実施します。	<p>東京都人権プラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般相談(無料) <ul style="list-style-type: none"> ・電話、面接、Eメール、手紙により相談員が対応 ・月～金(祝日・年末年始を除く) ・9:30～17:30 ○法律相談(無料) <ul style="list-style-type: none"> ・面接(要予約)、電話により弁護士が対応 ・面接:火(毎月第4火曜日、祝日・年末年始を除く) 13:00～16:00(1件当たり40分以内) ・電話:毎月第4火曜日(祝日・年末年始を除く) 13:00～16:00(1件当たり15分以内) ○「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談(無料) <ul style="list-style-type: none"> ・面接(要予約)により弁護士が対応 ・木(祝日・年末年始を除く) ・13:00～16:00(1件当たり40分以内) 			総務局
328	性自認及び性的指向に関する相談	性自認及び性的指向に関して、当事者や保護者等からの相談に応じます。	東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談 火曜日・金曜日(祝日・年末年始除く) 18:00～22:00			総務局
248	東京都人権施策推進指針の推進	東京都人権施策推進指針に掲げる基本理念の下、人権施策を推進していきます。	各局で実施			各局
「推進体制」						
推進体制						
ア. 都における体制						
249	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。	必要に応じて開催			生活文化局

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
250	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。(再掲 No.176参照)	年1回程度開催 ・ 施策の進行管理 ・ 総合調整		再掲	生活文化局
251	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。(再掲 No.77参照)	インターネットによる公表(男女平等参画の現状、施策の実施状況、意識調査の実施)		再掲	生活文化局
イ. 相談(都民からの申出)						
252	男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。(再掲 No.246参照)	・ 総相談件数 23,000件 (DV相談4,500件含む) ・ 一般相談 ・ 特別相談 ・ 男性相談		再掲	生活文化局
			東京ウィメンズプラザの運営		再掲	生活文化局
253	女性の福祉に関する一般相談	緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じます。	女性相談センター(多摩支所を含む)の運営			福祉保健局
254	労働相談	賃金、昇給などの男女間の格差や職場におけるハラスメントなどに関して、労働相談情報センターにおいて、相談・あっせんを行います。	労働相談情報センター本所、5事務所 電話相談(随時)、来所相談(予約制)	(18、19、20、43、254を含む)	再掲	産業労働局
255	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。(再掲 No.249参照)	必要に応じて開催		再掲	生活文化局
ウ. 区市町村や事業者等との連携						
256 ・ 257	女性も男性も輝くTOKYO会議(旧男女平等参画を進める会・旧東京都女性活躍推進会議)の運営	基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が、連携・協力して取り組む場として、H29年度に体制を見直して発足した女性も男性も輝くTOKYO会議において、総合計画の進行管理や女性活躍推進に向けた取組の検討・提案や情報発信等を実施します。	女性も男性も輝くTOKYO会議 年2回			生活文化局
258	区市町村との連絡会議等	都における男女平等参画の効果的推進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議等により、意見や情報の交換を行います。	・ 区市町村男女平等参画施策担当者連絡会議 年3回 ・ 16都道府県主管課長会議 年1回 ・ 大都市主管課長会議 年1回			生活文化局
259	区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施	各区市町村における男女平等参画施策の総合的な推進状況を把握し、区市町村間の情報の共有化を図るとともに調査結果を公表し、広く都民に情報を提供します。	ホームページ上で公表			生活文化局
260	男女平等参画(女性)センター館長会議	男女平等参画(女性)センター館長会議を開催し、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指します。	館長等会議 年2回			生活文化局
261	区市町村職員等への研修の実施	区市町村の相談員等や男女平等参画(女性)センター職員等に対する支援を強化し、育成を図るため、研修を行います。	・ 男女平等推進担当職員研修 実務編1回、実践編1回、応用編1回			生活文化局

東京都配偶者暴力対策基本計画事業

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
領域Ⅳ 配偶者暴力対策					
基本目標1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見					
施策目標(1)暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進					
①都における普及啓発の実施	○都の広報紙やテレビやラジオ番組、ホームページやSNS等を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く都民への啓発を行います。	○広報東京都の人権特集、男女平等参画課ホームページ等における啓発、国の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた広報展開 ○東京ウィメンズプラザホームページ、メールマガジン及びツイッターで広報 ○DV等民間活動助成事業報告会を開催	ウェブサイトによる啓発事業		生活文化局
	○配偶者等暴力に関する講演会やセミナー等の内容を充実させ、実施方法なども工夫します。	○配偶者暴力防止講演会の開催（開催回数：2回、定員：350名）			生活文化局
	○配偶者等暴力の防止に係るパンフレットやPRカード等の啓発資料に、子供の面前での配偶者暴力が児童虐待に当たるとの記述を加えるなど、内容を充実させ、様々な機会を活用して広く配布するなど、都民及び関係機関の理解を深めていきます。	○「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」等の配布 ○国等作成のパンフレット等の配布			生活文化局
		○配偶者暴力相談支援センターPRカードの作成 5,000部 ○東京ウィメンズプラザ相談室利用案内の作成 10,000部			生活文化局
	○人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発学習資料に配偶者等暴力について掲載するとともに、内容の充実を図ります。	○人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成・配布 部数：105,000部 配布先：区市町村教育委員会・PTA等の社会教育関係団体			教育庁
②区市町村における普及啓発の支援	○区市町村が、広報紙等により地域住民・地域団体等に配偶者等暴力に関する理解と防止に向けた普及啓発を行うよう、働きかけます。	○男女平等参画（女性）センター館長等会議等で働きかけを行う			生活文化局
	○区市町村における配偶者等暴力に関する講演会やセミナー、シンポジウムの開催において、必要に応じて情報提供を行い、取組を促します。	○区市町村に対する講師・テーマの助言等を行う			生活文化局
	○区市町村でも活用できるよう、都の啓発資料の配布や東京ウィメンズプラザの図書資料室に所蔵する資料の貸出しを積極的に行っていきます。	○「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」、若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」等の配布 ○希望する自治体に配偶者暴力対策普及啓発グッズを配布 ○配偶者暴力相談支援センターPRカード、東京ウィメンズプラザ相談室利用案内等の配布		再掲	生活文化局
③学校での人権教育の推進	○人権教育研究協議会を通じて、家庭において配偶者暴力が行われることが児童・生徒への虐待に当たることなど、配偶者暴力や児童虐待等についての知識や対応等について、園長・校長をはじめ教諭等に周知し、学校全体の取組につなげます。	○人権教育研究協議会の開催（年12回） 人権課題についての正しい理解と認識を深めるため、各職層を対象に、人権教育の内容や方法についての協議会を実施。			教育庁

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○人権教育プログラムの内容の充実を図り、理解を深めていきます。	○「人権教育プログラム」の作成・配布 幼稚園や学校の教員が人権教育を指導するための実践的手引 部数：64,500部			教育庁
④若年層向け啓発事業の推進	○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」を関係機関に配布		再掲	生活文化局
	○都が行う若年層を対象としたイベント等において資料配布などの啓発活動を行います。	○若年層を対象としたイベント等において、資料配布などの啓発活動の場を提供する。			青少年・治安対策本部
	○若年層がよく利用するインターネットやSNS等の様々な媒体を活用して、交際相手からの暴力等に関する啓発を行います。	○「ネット支援室」を活用した啓発の実施	ウェブサイトによる啓発事業	再掲	生活文化局
	○大学等の学生相談室等への資料配布や情報提供をはじめ、大学等と連携した教育・啓発活動を行います。	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」を都内大学、短期大学、専修学校等に引き続き配布 ○セクハラ、アカハラ等の問題と同様に、大学として自主的に交際相手からの暴力の予防啓発に取り組むよう働きかけ ○職務関係者研修（教職員対象）及び配偶者暴力防止講演会の案内を送付		再掲	生活文化局
	○教職員に対し、交際相手からの暴力等に関する内容を取り入れた研修の充実を図ります。	○職務関係者研修（教職員対象）の開催（開催回数：1回、テーマ：交際相手からの暴力「デートDV」～教育現場で早く気づき、適切に対応するには～、定員：150名）			生活文化局
	○少年及びその家族等関係者からの相談窓口として、電話相談窓口である「ヤング・テレホン・コーナー」等の充実、効果的な運用に努めます。	○「ヤング・テレホン・コーナー」24時間体制で相談受理			警視庁
	○相談受理に当たり、適切な対応がとれるようにするための研修等を充実させます。	○少年相談実務研修等の実施			警視庁
施策目標(2)早期発見体制の充実					
①医療機関における適切な対応	○各都立病院において、児童・高齢者虐待、配偶者等暴力の内容を盛り込んだ虐待等対策検討に関する要綱及び手順書を活用し、統一的に対応していきます。	○虐待等対策検討に関する要綱及び手順書に従い、統一的に対応			病院経営本部
	○医療関係者に対し、配偶者等暴力の早期発見と適切な対応についての研修等を実施します。	○職務関係者研修（医療関係者対象）の開催（開催回数：1回、定員：80名）		再掲	生活文化局
		○医療関係者向けの研修会を実施 本部開催：年2回程度、各都立病院：年間随時開催			病院経営本部
	○「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」について、医療機関に向けさらなる周知を図ります。	○医療関係者向けDV対応マニュアル、シートを改定し、医療機関へ配布		再掲	生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○医療機関、医師会等の協力のもとに、被害通報先や支援のための関係機関情報の周知徹底を図ります。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した周知			生活文化局
		○医療関係者向けDV対応マニュアル、シートを改定し、医療機関へ配布		再掲	生活文化局
		○日常の業務で対応			福祉保健局
	○特に、配偶者等暴力被害者と接する機会を持つ職業を選択する可能性が高い学部・学科の学生に対し、配偶者等暴力に関する講演会や研修等への参加を促すなどの啓発活動を行います。	○研修等への学生の参加について検討を行う			生活文化局
②保健所や保健センターにおける適切な支援	○子供の健診や母子保健相談、精神保健福祉相談等の日常業務を通じ、配偶者暴力の早期発見と適切な対応に努めます。	○日常の業務で対応			福祉保健局
	○保健所や保健センターの職務関係者に対し、配偶者等暴力に関する研修等を実施します。	○職務関係者研修（医療関係者対象）の開催（開催回数：1回、定員：80名）		再掲	生活文化局
		○日常の業務で対応			福祉保健局
③学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	○配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用し、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化 ○対象となるケースについて随時対応		再掲	生活文化局
		○児童相談所と関係機関との連携・取組			福祉保健局
		○男女平等教育を適正に推進するとともに、児童・生徒が同居する家庭における配偶者暴力が児童虐待に当たることなど、配偶者暴力や児童虐待等についての知識や対応について、人権教育研究協議会等を通じて学校に周知			教育庁
	○各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットの配布や、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」や「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用し情報提供		再掲	生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		○児童館、学童クラブ等に対する配偶者暴力に関する情報提供 ○職務関係者研修（テーマ：配偶者暴力（DV）と子供～気づきと支援のために～）の開催（開催回数：1回、定員：150名）		再掲	生活文化局
		○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」の内容を支援者以外にも分かり易くまとめた「ハンドブック」を改定し、被害者を発見する可能性のある保育所等へ配布することで、被害者の早期発見に繋げる。		再掲	生活文化局
		○児童館・学童クラブ等に対する配偶者暴力に関する教育・通知等の配付など			福祉保健局
		○生活文化局作成のパンフレット等の配布協力等の情報提供			教育庁
	○各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。	○職務関係者研修（教職員対象）の開催（開催回数：1回、テーマ：交際相手からの暴力「デートDV」～教育現場で早く気づき、適切に対応するには～、定員：150名） ○職務関係者研修（テーマ：配偶者暴力（DV）と子供～気づきと支援のために～）の開催（開催回数：1回、定員：150名）		再掲	生活文化局
		○保育所等に対する配偶者暴力に関する教育・通知等の配付など			福祉保健局
		○人権教育研究協議会における講義、人権教育指導推進委員会における情報交換、人権教育プログラムへの関連資料の掲載			教育庁
④民生委員・児童委員への研修の実施	○配偶者等暴力についての社会的関心を高めるため、地域において見守りの中心となる民生委員・児童委員に対し、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供します。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した情報提供		再掲	生活文化局
		○民生委員・児童委員区市町村会長会等、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供			福祉保健局
	○身近な地域での早期発見や支援を促すため、民生委員・児童委員等が暴力を発見した際に適切な対応が取れるよう、民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施します。	○職務関係者研修（民生・児童委員対象）の開催（開催回数：1回、テーマ：配偶者暴力被害者支援のための基礎知識、定員：100名）		再掲	生活文化局
⑤警察における通報への対応	○警察への通報等により、配偶者暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めていきます。	○通常業務を通じて実施			警視庁

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○警察は、被害者の意思を尊重し、置かれている状況に配慮しつつ、関係機関と連携した速やかで適切な対応に努めます。	○東京都配偶者暴力相談支援センターのほか関係機関との連絡会議及び意見交換会の実施			警視庁
	○通報時に迅速かつ適切な対応ができるようにするため、各警察署員に対しての研修の充実・強化を図ります。	○相談責任者実務研修、犯罪被害者支援専科等各種研修の実施 ○人身安全関連事案対策専科教養の実施			警視庁
基本目標2 多様な相談体制の整備					
施策目標(1)都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実					
①配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。	○東京ウィメンズプラザの運営 ○女性相談センター(多摩支所を含む)の運営			生活文化局 福祉保健局
	○一般相談のほか、弁護士、医師、心理職員等による専門相談等、体制の充実を図り、それぞれの被害者に応じた適切な情報を提供します。	○年末年始を除く毎日9時から21時まで一般相談の実施 ○法律相談(一般・DV 各毎月4回) ○精神科医相談(毎月2回) ○児童精神科医相談(毎月2回) ○相談業務のなかで実施		再掲	生活文化局 福祉保健局
	○男性被害者に対して電話相談だけでなく、面接相談を実施します。	○男性のための悩み相談(電話相談:毎週月曜、水曜17:00~20:00、面接相談:毎週水曜19:00~20:00)を実施し、自立支援のための情報提供を実施			生活文化局
	○被害者への切れ目ない支援を行うため、関係機関との連携を強化します。	○関係機関と連携をしながら相談業務を行っており、さらに配偶者暴力対策連携部会及び配偶者暴力相談支援センター連携会議において連携の強化を図る ○区市・都の婦人相談員等関係者との連携強化 ○関係者会議、意見交換会の実施			生活文化局 福祉保健局
	○複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実させます。	○ウィメンズプラザ相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回			生活文化局
		○区市・都の婦人相談員等関係者への専門研修の実施			福祉保健局
	○複雑・多様化する相談に適切に対応するため、支援関係機関の調整を行うことのできる職員・専門員を育成します。	○支援関係機関の調整能力の向上のため、関連する研修等を積極的に活用			生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回		再掲	生活文化局
	○交際相手からの暴力の被害者に対し、若年層がより相談しやすい方策について検討します。	○「ネット支援室」を活用して若年層への相談窓口情報の周知を行う。 ○若年層が相談しやすい方策について検討する。	ウェブサイトによる啓発事業	再掲	生活文化局
②インターネットによる情報の提供	○東京ウィメンズプラザホームページ「配偶者暴力・交際相手暴力対策被害者ネット支援室」など、インターネットによる情報提供の充実を図ります。	○ウィメンズプラザホームページにおいて、ネット支援室をはじめ、主催事業等の情報提供を実施	ウェブサイトによる啓発事業	再掲	生活文化局
③被害者支援基本プログラムの活用	○都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな制度、関係機関などの社会資源等を反映した改定を行います。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布 ○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」の内容を支援者以外にも分かり易くまとめた「ハンドブック」を改定し、被害者を発見する可能性のある保育所等へ配布することで、被害者の早期発見に		再掲	生活文化局
		○活用促進			福祉保健局
④都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充実	○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回		再掲	生活文化局
	○東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議等を通じて、都内の支援センター同士の連携を図ります。	○東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議 年2回実施 ○窓口通信の発行による情報提供 年3回			生活文化局
施策目標(2)身近な地域での相談窓口の充実					
①警察における対応	○警察が被害者から相談を受けた場合は、関係機関の情報や、警察署長等の援助の制度、保護命令制度、被害届についての助言等、必要な情報提供を適切に行い、被害者の意思決定を支援します。	○通常業務を通じて実施			警視庁
	○更なる相談体制の強化を図るとともに、適切な対応がとれるようにするための研修等を充実させます。	○相談責任者実務研修、犯罪被害者支援専科等各種研修の実施 ○人身安全関連事案対策専科教養の実施			警視庁
②区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	○区市町村の相談員等の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実させます。	○相談員養成講座の開催(開催回数:2回 テーマ:「相談員・職員のための基礎講座」「相談員・職員のための実践講座」) ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回			生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○区市町村における配偶者等暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。	○コーディネート研修の開催（開催回数：2回 テーマ：配偶者暴力被害者支援のためのコーディネート研修）			生活文化局
	○「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。	○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口において、区市町村への技術的支援を行う。 ○相談業務の中で随時、区市町村に対して技術的支援を行う。 ○区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言			生活文化局
	○区市町村を訪問し、機能整備に向けた助言を行うことにより、支援センター機能整備を促します。	○区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言（出前講座と合わせて20区市町村を訪問）			生活文化局
	○相談・支援体制が不十分な区市町村に対して、出前講座等を行い、体制強化を支援します。	○区市町村聞き取り調査と合わせて20区市町村を訪問			生活文化局
施策目標(3)被害者の状況に応じた相談機能の充実					
①外国人被害者への対応	○日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託による通訳での対応を行います。	○女性相談センターにおける一時保護、来所者への通訳の実施			福祉保健局
	○外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と連携して進めます。	○外国人被害者支援を含めた民間団体の人材養成に係る研修の開催（開催回数：2回、定員60名）			生活文化局
	○養成した外国人被害者支援のための通訳人材を、区市町村からの依頼に基づき派遣します。	○区市町村へ通訳者を派遣するDV通訳者派遣事業を実施（登録者51名、12言語）			生活文化局
	○外国人被害者の相談に対応する際に窓口職員が活用できるよう、区市町村向けに作成した相談シートの活用を促します。	○24年度に作成の相談シートを引き続き利用			生活文化局
	○東京ウィメンズプラザのホームページに外国人相談窓口の情報を掲載し、窓口の周知を図ります。	○東京ウィメンズプラザのホームページに英語・中国語・韓国語の3か国語で、外国人相談窓口情報一覧を掲載 ○東京ウィメンズプラザのパンフレットにも3か国語で外国人への情報を掲載	ウェブサイトによる啓発事業	再掲	生活文化局
②障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	○障害のある被害者や高齢の被害者に対し適切な支援が行えるよう、区市町村等職員に対する研修等を実施します。	○高齢の被害者または心身に障害のある被害者に対応する職員を対象とした研修を実施（開催回数：1回、テーマ：高齢者間DVまたは障害を持つDV被害者への対応、定員：80名）		再掲	生活文化局
		○研修等の実施			福祉保健局
	○被害者が障害者である場合は、障害の種類や程度など被害者の状況に応じて、障害者相談支援機能との連携を図り、適切な支援につなげます。	○対象となるケースについて随時対応			生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		○区市・都の婦人相談員と連携し実施			福祉保健局
	○被害者が高齢者である場合は、高齢者虐待相談窓口と連携を図り、適切な支援につなげます。	○対象となるケースについて随時対応			生活文化局
		○区市・都の婦人相談員と連携し実施			福祉保健局
	○ 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止センター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化等を図ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事業を実施します。	1. 障害者虐待防止・権利擁護研修 ・障害者虐待防止センター担当職員コース 1回 100名規模 ・障害者福祉施設等管理者コース 1回 250名規模 ・障害者福祉施設等従事者コース 1回 300名規模 ※いずれも講義・演習を実施 2. 専門性強化事業（弁護士法律相談） ・2時間×12回 計24時間確保			福祉保健局
	○障害者差別解消法施行に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営や専門相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、障害の有無により分け隔てられないことのない共生社会の実現を目指します。	・東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・広域支援相談員及び専門相談の体制整備 ・紛争解決のための調整委員会の運営 ・障害者差別解消に係る動画の作成 ・都民及び事業者向け法令説明会の開催 ・障害及び障害者理解研修の開催 ・「ハートシティ東京」の運営 ・ヘルプマークの製作、配布 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発			福祉保健局
③人権擁護機関と関係機関の連携強化	○法務省の人権擁護機関及び都の人権相談窓口において配偶者暴力被害者から相談があった場合に適切な対応・支援が行えるよう、連携の強化を図ります。	○人権相談機関連絡協議会の活用 目的…人権に関する相談機関相互の連携及び相談業務の充実等を図り、都民等の人権の擁護に資する			総務局
④男性被害者への対応	○男性被害者に対して電話相談だけでなく、面接相談も実施するとともに、都に寄せられた男性被害者からの相談内容について分析を行います。	○男性の面接相談実施 毎週1回 ○男性被害者からの相談の分析を実施		再掲	生活文化局
⑤多様化する相談等への対応	○区市町村の相談員の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実させます。（再掲）	○相談員養成講座の開催（開催回数：2回 テーマ：「相談員・職員のための基礎講座」「相談員・職員のための実践講座」） ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回		再掲	生活文化局
	○複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実させます。（再掲）	○ウィメンズプラザ相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回		再掲	生活文化局
	○複雑・多様化する相談に適切に対応するため、支援関係機関の調整を行うことのできる職員・専門員を育成します。（再掲）	○支援関係機関の調整能力の向上のため、関連する研修等を積極的に活用		再掲	生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○潜在的被害者が相談につながるよう、相談窓口の更なる周知方法について検討します。	周知方法について検討			生活文化局
基本目標3 安全な保護のための体制の整備					
施策目標(1)保護体制の整備					
①一時保護体制の 拡充	○被害者の状況や必要性に合わせて柔軟に対応できるよう、委託施設とも連携し、一時保護を実施します。	○母子ケースの同伴児童対応強化 ○ケース内容に対応した委託施設での保護			福祉保健局
	○緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助します。	○民間との連携による対応は補助事業（来日外国人女性緊急保護事業）で実施			福祉保健局
	○日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託による通訳での対応を行います。（再掲）	基本目標2（3）の① 参照		再掲	福祉保健局
	○外国人被害者の一時保護については、習慣、価値観等に十分配慮して対応します。	○食事等生活習慣に配慮し安全安心の場を提供			福祉保健局
	○民間団体と連携し、外国人被害者に対して引き続き適切な対応ができるようにします。	○民間との連携による対応は補助事業（来日外国人女性緊急保護事業）で実施			福祉保健局
	○障害のある被害者に対し適切な対応ができるよう努めるとともに、必要に応じて他の福祉施設等との連携を図り、活用できるよう検討します。	○区市・都の婦人相談員と連携し実施			福祉保健局
	○男性被害者の一時保護について、都の男性相談の状況を踏まえた上で、適切な対応がとれる体制について検討します。	○男性被害者の他機関への相談状況を把握			福祉保健局
②同伴児童への対応の充実	○保育士の配置を引き続き行い、一時保護における保育体制の充実を図ります。	○一時保護所内に保育室を設置し、保育士を2名配置して、適切な保育を実施			福祉保健局
	○一時保護において、就学児童に対する学習の機会を保障し、各児童の状況に応じたきめ細かな学習支援を行います。	○就学児童に対して学習指導員による学習支援を実施			福祉保健局
	○一時保護中の同伴児童に対する心理的ケアの充実を図るとともに、切れ目のない支援のために、地域の関係機関に対し情報提供を行います。	○児童に対して必要に応じて心理面接等を実施			福祉保健局
施策目標(2)安全の確保と加害者対応					

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
①警察における対応	○法令に基づき、被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出を受けた場合、申出が相当であると認めるときは、被害者から援助申出書の提出を求め、被害者自らが行う安全確保策等を教示するとともに、被害者周辺の安全確保に必要な援助を行います。	○通常業務を通じて実施			警視庁
	○保護命令発令後の保護対象者及び被害を受けるおそれのある親族等の安全確保を行います。	○通常業務を通じて実施			警視庁
	○必要に応じて各種法令、配偶者暴力防止法による保護命令、ストーカー規制法などの適用を検討し、検挙等厳正な対応により、被害者やその親族等の安全を確保します。	○通常業務を通じて実施			警視庁
	○保護命令が出ていない場合でも、ストーカー規制法等を適用して安全の確保ができる場合があることを広く周知し、適切に対応します。	○通常業務を通じて実施			警視庁
②学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	○教員・保育士等を対象とした配偶者暴力対策の研修の充実を図ります。	○職務関係者研修（教職員対象）の開催（開催回数：1回、テーマ：SNSやネット上のトラブルから見る交際相手からの暴力（デートDV）、定員：150名）		再掲	生活文化局
		○保育所等に対する取組等の推進			福祉保健局
		○区市町村等における日常業務での対応			教育庁
	○学校・幼稚園・保育所等と連携し、保護命令の対象となる子供の安全の確保と情報管理の徹底を図ります。	○対象となるケースについて随時対応			生活文化局
		○保育所等との連携・取組			福祉保健局
		○区市町村等における日常業務での対応			教育庁
	○保護命令の対象となる子供に対しては、相談窓口と学校、児童相談所等の各関係機関が連携しながら、状況に応じて様々な子供のケアと安全確保を図ります。	○対象となるケースについて随時対応			生活文化局
		○児童相談所等との連携・取組		再掲	福祉保健局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		○区市町村等における日常業務での対応			教育庁
③加害者対応	○職務関係者研修など、各種研修の中で、加害者対応についても、取り上げます。	○職務関係者研修で加害者対応に関する講義を実施		再掲	生活文化局
	○被害者に直接対応する可能性のある支援者が加害者に対応する場合に留意すべき事項等について検討を行い、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」や「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」に、加害者対応の項目を加えるなど改定を行い、両プログラムの周知を図ります。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布			生活文化局
	○男性の悩み相談の中で男性加害者からの相談を受け付けるとともに、適切な対応が取れるよう加害者からの相談内容の分析を行います。	○ 男性相談の中で男性加害者からの相談も受付 ○ 男性加害者からの相談の分析を実施		再掲	生活文化局
基本目標4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備					
施策目標(1)総合的な自立支援の展開					
①総合的な被害者支援のための質の充実	○都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。(再掲)	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布 ○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」の内容を支援者以外にも分かり易くまとめた「ハンドブック」を改定し、被害者を発見する可能性のある保育所等へ配布することで、被害者の早期発見に繋げる。		再掲	生活文化局
		○活用促進			福祉保健局
	○ 被害者が身近な地域で、一元的に支援を受けることができるよう、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備促進のための技術的支援を行います。	○各区市町村を訪問し、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備促進のための助言・指導等を実施			生活文化局
②配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	○被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを的確に把握し、必要な情報提供を行うとともに、区市町村・各機関が行う支援に適切につなげていきます。	○相談業務の中で区市町村・各機関への支援に適切につなげる。			生活文化局
		○区市・都の婦人相談員と連携し実施			福祉保健局
	○被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏まえて、自立支援講座等を充実させます。	○自立支援講座の実施 48回			生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		○一時保護中の講座等の実施			福祉保健局
	○孤立しがちな被害者の心の立ち直りに効果がある、自助グループやサポートグループ※に活動場所を提供し、連携しながら被害者への支援を行っていきます。 (※カウンセラー等の専門的な知識を持つ人や配偶者暴力の被害経験を持つ人たちが、被害者の支援を行うためのグループ)	○自助グループ3団体への教室の提供 36回			生活文化局
	○被害者の心理的サポートのために行うグループ活動等について、複数の民間団体が連携して行う取組を支援します。	○民間団体の取組について、区市町村への周知等に協力する。 ○DV防止等民間活動助成事業の活用を促す等、民間団体の取組を支援する。			生活文化局
	○区市町村に対して、民間団体の支援情報等を提供するなどにより、被害者に対する支援の充実のための民間団体との連携を促します。	○民間団体の取組について、区市町村への周知等に協力する。 ○DV防止等民間活動助成事業の活用を促す等、民間団体による同行支援の取組を支援する。			生活文化局
	○区市町村が配偶者暴力相談支援センター機能を整備する場合に、併せて地域における自立支援機能の拡充を働きかけます。	○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口等を通じて「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」を活用した情報提供、働きかけを行う ○区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言			生活文化局
③福祉事務所等との連携強化	○地域において被害者の自立支援に重要な役割を担う福祉事務所との連携を強化するとともに、区市町村の子供家庭支援センターや児童相談所等関係機関同士の協力体制づくりを進めていきます。	○ネットワーク会議等を活用した連携強化、関係機関同士の協力体制づくりを推進 ○相談業務の中で福祉事務所、児童相談所等と連携		再掲	生活文化局
		○個別ケース毎の連携強化、関係者との連携会議の実施 ○婦人相談員研修等を通じた連携、通常の業務の中での協力体制強化 ・新任転入職員研修、現任研修等 ・婦人相談員等業務連絡会 ・その他連携会議の参加			福祉保健局
	○被害者から生活保護の相談があった際の対応及び申請を受けた際の調査等において、被害者の安全確保に配慮するとともに、適切に保護を実施するよう福祉事務所等保護の実施機関に対して働きかけます。	○保護の実施機関に対する情報提供の徹底 ○保護の実施機関における日常業務での対応			福祉保健局
④ひとり親家庭の支援の充実	○被害者の状況に応じて、東京都ひとり親家庭支援センターにおける相談・就業支援や自立支援給付金事業など、都のひとり親家庭に係る各種支援制度を活用し、自立を支援します。	○母子・父子自立支援員による相談業務のなかで実施 ○就業支援講習会(10回) ○相談支援員研修会(10回) ○自立支援給付金事業(区市事業。都は町村部のみ実施) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談員による就業相談			福祉保健局
	○配偶者暴力相談支援センター等の相談機関は、東京都ひとり親家庭支援センター等と連携し、被害者に必要な情報提供を行います。	○相談業務の中で実施			生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		○相談業務のなかで実施			福祉保健局
施策目標(2)安全で安心できる生活支援					
①住民票の取扱い等適切な運用	○住民基本台帳法の一部改正により、被害者からの申出に基づき、加害者等からの閲覧や住民票・戸籍の附票の写しの交付に応じないなど、区市町村の窓口において、住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるよう、指導を徹底します。	○区市町村の住民基本台帳事務主管課に対し、住民票の取扱いに関して適切な運用を図ること及び区市町村内関係部局との連携に努めることについて、随時、指導・助言を行う			総務局
	○配偶者暴力相談支援センター等各支援機関においては、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等の制限についての正しい情報提供を行い、被害者の安全確保のための情報の保護を徹底します。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、閲覧制限に必要となる証明書を発行			生活文化局
		○相談業務のなかで実施			福祉保健局
②医療保険に関する適切な情報提供	○被扶養者であった被害者が、避難したことにより、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の医療保険手続については、適切な支援を行うことができるよう、区市町村等支援機関に対して制度等の周知を徹底します。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布			生活文化局
		○区市町村国保所管部署への周知			福祉保健局
	○配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し医療保険に関する適切な情報提供を行います。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、支援措置に必要な証明書を発行			生活文化局
		○相談業務の中で実施、各種証明書の発行			福祉保健局
	○被害者の安全確保の観点から、健康保険組合等の保険者に対しても、変更等に伴う各種手続について適切な対応が取られるよう、協力を依頼していきます。	○相談業務の中で実施			生活文化局
		○相談業務の中で対応			福祉保健局
	○配偶者からの暴力によるけが等第三者行為による傷病についても、保険診療できるなどの情報について周知し、適切な対応を求めています。	○医療関係者向けDV対応マニュアル、シートを改定し、医療機関へ配布 ○医師会等を通じて医療機関に周知を図る			再掲

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		○職務関係者研修（医療関係者向け）における情報提供		再掲	生活文化局
		○受診した患者に適切な対応が取れるように医療機関向けの研修会で周知を実施			病院経営本部
③年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供	○国民年金、介護保険、税務、選挙管理等住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行うものについて、被害者の情報の保護及びその管理について区市町村に適切な対応を促します。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布			生活文化局
	○配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し、年金に関する必要な手続や、住所等の秘密の保持に配慮した取扱い等、各種制度に関する適切な情報提供を行います。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、支援措置に必要な証明書を発行			生活文化局
		○相談業務の中で実施、各種証明書の発行			福祉保健局
	○配偶者暴力相談支援センターは、住民票の記載がなされていない被害者であっても、居住地において介護保険法及び障害者自立支援法に基づく各種サービス等を受けることが可能であることなど、事案に応じて可能なサービス等の情報提供を行います。	○相談業務の中で実施			生活文化局
		○相談業務の中で実施			福祉保健局
④就学の支援	○都の配偶者暴力相談支援センター及び区市町村の関係機関との連携を図ります。	○相談業務の中で連携するとともに、連携部会において就学支援について検討			生活文化局
	○都立高等学校の転学については、引き続き柔軟に対応していきます。	○都立高等学校の転学については、引き続き柔軟に対応していきます。			教育庁
⑤学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等（再掲）	○配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。（再掲）	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用し、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化 ○対象となるケースについて随時対応		再掲	生活文化局
		基本目標1（2）の③ 参照		再掲	福祉保健局
		基本目標1（2）の③ 参照		再掲	教育庁

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットを配布したり、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」や「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。（再掲）	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用し情報提供		再掲	生活文化局
		○児童館、学童クラブ等に対する配偶者暴力に関する情報提供 ○職務関係者研修（テーマ：配偶者暴力（DV）と子供～気づきと支援のために～）の開催（開催回数：1回、定員：150名）		再掲	生活文化局
		○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」の内容を支援者以外にも分かり易くまとめた「ハンドブック」を改定し、被害者を発見する可能性のある保育所等へ配布することで、被害者の早期発見に繋げる。		再掲	生活文化局
		基本目標1（2）の③ 参照		再掲	福祉保健局
		基本目標1（2）の③ 参照		再掲	教育庁
	○各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。（再掲）	○職務関係者研修（教職員対象）の開催（開催回数：1回、テーマ：交際相手からの暴力「デートDV」～教育現場で早く気づき、適切に対応するには～、定員：150名） ○職務関係者研修（テーマ：配偶者暴力（DV）と子供～気づきと支援のために～）の開催（開催回数：1回、定員：150名）		再掲	生活文化局
		基本目標1（2）の③ 参照		再掲	福祉保健局
		基本目標1（2）の③ 参照		再掲	教育庁
⑥自助グループへの参加支援	○被害者相互の支援を目的とした自助グループの活動に対し、会場の提供等の必要な支援を行っていきます。	○自助グループ3団体への教室の提供 36回（再掲）		再掲	生活文化局
	○参加を希望する被害者に対しては、安全確保に配慮しつつ、自助グループの紹介や情報提供を行っていきます。	○相談業務の中で情報提供を行う。			生活文化局
	○閉じこもりがちになる被害者に対しても「居場所づくり」の視点で自助グループやサポートグループを紹介するなど、参加を促します。	○相談業務の中で自助グループやサポートグループを紹介するなど参加を促す。			生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
⑦配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援	○配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令、離婚調停などの法的手続に関する情報提供を行うとともに、専門家による法律相談等を実施します。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、弁護士による法律相談を行う。（一般・DV 各毎月4回）			生活文化局
		○相談業務の中で実施			福祉保健局
	○ 法的手続に関する更なる支援を希望する被害者に対して、法テラス（日本司法支援センター）等の機関の紹介や、東京の三弁護士会と連携した情報提供等を行います。	○相談業務の中で情報提供を行う。			生活文化局
		○法テラスの紹介を相談業務の中で実施			福祉保健局
施策目標(3)就労支援の充実					
①職業訓練の充実	○都立職業能力開発センター等において、就職に必要な知識・技能を習得するための訓練を実施し、希望者に対して業務を通じて支援します。	○職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校の訓練（定員6,780名：施設内訓練4,605名、委託訓練2,175名）の中で対応			産業労働局
	○母子家庭の母等の職業的自立を支援するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施し、職業訓練の受講機会の確保を図っていきます。	○母子家庭の母等の就労支援事業の中で対応 ・職業訓練手当の支給 ・母子家庭の母等の職業的自立促進（委託訓練） 定員145名			産業労働局
②東京しごとセンター等における就労支援	○東京しごとセンターにおいて、一人一人の適性と状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介など、希望者に対して就職活動を支援します。	○東京しごとセンター事業の中で対応 ・しごとセンター及びしごとセンター多摩における支援			産業労働局
	○東京しごとセンターにおいて、被害者に対して適切な対応ができるよう、相談員や受付窓口担当者等に対する研修等を実施します。	○東京しごとセンター相談員や受付窓口担当者等に対し、被害者等への適切な対応ができるよう研修等を実施			産業労働局
	○東京ウィメンズプラザにおいて、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。	○自立支援講座で就労支援をテーマにした講座を実施 4回 ○自立支援講座でマザーズハローワーク職員による講義を実施 1回		再掲	生活文化局
	○配偶者暴力相談支援センターでは、一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供します。	○相談業務の中で情報提供を行う。			生活文化局
		○相談業務の中で実施			福祉保健局
③東京ウィメンズプラザにおける就労支援	○被害者の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、パソコン講座を実施します。	○パソコン講座 18回			生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○自立支援講座における就労支援内容の充実や、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。	○自立支援講座で就労支援をテーマにした講座を実施 4回 ○自立支援講座でマザーズハローワーク職員による講義を実施 1回 (再掲)		再掲	生活文化局
施策目標(4)住宅確保のための支援の充実					
①都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	○単身の配偶者暴力被害者に対して、都営住宅への入居を実施します。	○年4回募集(2月、5月、8月、11月)			都市整備局
	○20歳未満の子供のいる被害者をひとり親世帯と見なし、当選倍率の優遇及びポイント方式による募集を行います。	○世帯向け募集における当選倍率の優遇(7倍)年2回募集(5月、11月) ○ポイント方式による募集年2回募集(2月、8月)			都市整備局
	○ひとり親世帯に該当しない被害者世帯に対しても当選倍率の優遇を行います。	○世帯向け募集における当選倍率の優遇(5倍)年2回募集(5月、11月)			都市整備局
	○ひとり親等の支援施設の退所者に対して、都営住宅の特別割当を行います。	○母子生活支援施設転出者向け特別割当て年2回割当て40戸程度(年間)			都市整備局
②一時保護施設等退所後の支援	○一時保護施設等を退所した後の各施設の利用について、被害者に対する適切な情報提供を行います。	○相談業務の中で実施			福祉保健局
	○被害者が一時保護施設を退所した後の住宅確保として、区市町村を含めて関係機関等による支援ネットワークを築いていきます。	○区市・都の婦人相談員等と連携を図り利用できる資源を活用			福祉保健局
③家賃債務保証制度に関する国への要望	○民間賃貸住宅への入居を希望する被害者に対して、一時保護施設等の退所者の場合、連帯保証制度が利用できることなど、適切な情報提供を行います。	○相談対象となるケースについて随時情報提供			生活文化局
		○情報提供を相談業務の中で実施			福祉保健局
	○民間賃貸住宅への入居を希望する被害者で、連帯保証人を見つけることが困難な場合に支援できるよう、全国共通な公的保証制度の創設について国等へ要望を行います。	○「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(住宅セーフティネット法)の改正により、これまで国に要望していた全国共通の公的保証制度が整備された。			生活文化局
施策目標(5)子供のケア体制の充実					
①子供のケア体制の徹底	○配偶者暴力相談支援センター、児童相談所及び区市町村の関係機関との連携を強化して、子供へのケア体制を充実させていきます。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用し、関係機関との連携を強化 ○対象となるケースについて関係機関と連携を図る		再掲	生活文化局
		○一時保護中の同伴児童のケア体制充実、関係機関の連携強化			福祉保健局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○関係機関が共通の認識を持って対応するため、「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」を活用するとともに、内容の充実を図ります。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布			生活文化局
	○児童相談所や子供家庭支援センターなど子供の支援関係者に対し、配偶者暴力に関する研修や情報提供を充実させます。	○職務関係者研修（テーマ：配偶者暴力（DV）と子供～気づきと支援のために～）の開催（開催回数：1回、定員：150名）		再掲	生活文化局
	○職務関係者に向けた研修の中で、面会交流が子供に与える影響等について情報提供を行います。	○職務関係者研修（テーマ：配偶者暴力（DV）と子供～気づきと支援のために～）を開催（開催回数：1回、定員：150名）し、面会交流に関する講義を実施して情報提供を図る		再掲	生活文化局
	○保育士の配置を引き続き行い、一時保護における保育体制の充実を図ります。（再掲）	基本目標3（1）の② 参照		再掲	福祉保健局
	○一時保護において就学児童に対する学習の機会を保障し、各児童の状況に応じたきめ細かな学習支援を行います。（再掲）	基本目標3（1）の② 参照		再掲	福祉保健局
	○一時保護中の同伴児童に対する心理的ケアの充実を図るとともに、切れ目のない支援のために、地域の関係機関に対し情報提供を行います。（再掲）	基本目標3（1）の② 参照		再掲	福祉保健局
②子供家庭支援センターの拡充	○市町村において、児童虐待の未然防止・早期発見をはじめ、子供と家庭のあらゆる相談に積極的に取り組んでいけるよう、子供家庭支援センターの機能を充実させるため、設置する市町村への補助を行います。	○子供家庭支援センター事業 子供家庭支援センターを設置する市町村へ一定の補助を行う（区は財調制度で補助） 平成29年度末現在 60区市町村			福祉保健局
③子供の心のケアの充実	○児童相談所や学校において、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用した子供の心のケアを行います。	○子供の心のケアを実施		再掲	福祉保健局
		○スクールカウンセラー配置校での対応 ・全公立小・中・高等学校に配置 平成30年度配置校 小学校 1,280校、中学校 624校、高等学校 242課程（全・定併置校には別途配置、通信制課程にも配置、昼夜間定時制には週2回配置）、中等教育学校 6校			教育庁
④保護者とその子供に対する講座の実施	○ 配偶者暴力のある家庭で育った子供とその母親を対象に、心の傷の回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて親子や友達とのコミュニケーションの取り方などを継続的に学習してもらう講座を実施します。	○「子供広場」の実施 13回			生活文化局
	○都立病院の医療スタッフが、地域の関係機関等と連携し、配偶者暴力のある家庭で育った子供とその母親に対して、心の傷の回復等を支援します。	○大塚病院の医療スタッフが、子供家庭支援センターや保健所、保健センター等で開催する子育て講座において、育児相談の実施を検討			病院経営本部

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
基本目標5 関係機関・団体等の連携の推進					
施策目標(1)広域連携と地域連携ネットワークの強化					
①都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	○区市町村が、被害者やその家族にとって身近な相談窓口として、相談体制の整備・充実、緊急時の安全確保や、地域における継続的な自立支援等を行えるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けた働きかけを行います。	○「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」の活用 ○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口において、区市町村への技術的支援を実施 ○相談業務の中で随時、区市町村に対して技術的支援を実施 ○区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言			生活文化局
	○区市町村に対し、被害者支援に関する助言や情報提供、相談員や職員の研修、被害者支援の調整を行う人材育成、関係機関との総合調整等を行います。	○相談員養成講座の開催（開催回数：2回 テーマ：「相談員・職員のための基礎講座」「相談員・職員のための実践講座」） ○コーディネート研修の開催（開催回数：2回 テーマ：配偶者暴力被害者支援のためのコーディネート研修） ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○研修や説明会に参加しづらい区市町村に対して、出前講座を実施			生活文化局
	○広域自治体として、都の配偶者暴力相談支援センターを中核に、専門的な相談も含めた相談対応の充実、一時保護の実施、職務関係者への研修等を行います。	○職務関係者研修の開催（開催回数：7回、テーマ：「配偶者暴力被害者支援」「交際相手からの暴力（デートDV）」ほか）		再掲	生活文化局
		○一時保護（一時保護委託を含む。）を、女性相談センターで実施する			福祉保健局
	○都と区市町村は、それぞれの役割に基づき、関係機関によるネットワークを形成し、相互に有機的な連携がとれる体制を強化していきます。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した連携体制の強化 ○配偶者暴力対策連携部会の開催 年3回 ○配偶者暴力相談支援センター連携会議の開催 年2回		再掲	生活文化局
	○東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議等を通じて、区市町村の支援センターとの連携を図ります。（再掲）	○東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議 年2回実施 ○窓口通信の発行による情報提供 年3回		再掲	生活文化局
②区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定・改定支援	町村が配偶者暴力対策基本計画の策定に取り組むことができるよう、積極的に情報提供と助言などの支援を行います。	○配偶者暴力対策基本計画策定予定の区市町村に対し、事前の意見交換、助言等を実施			生活文化局
	○区市町村に対し、配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての情報提供や助言などの支援を行います。	○配偶者暴力対策基本計画改定予定の区市町村に対し、事前の意見交換、助言等を実施			生活文化局
③区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援（再掲）	○区市町村の相談員等の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実させます。（再掲）	○相談員養成講座の開催（開催回数：2回 テーマ：「相談員・職員のための基礎講座」「相談員・職員のための実践講座」） ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回		再掲	生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○区市町村における配偶者暴力等被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。(再掲)	○コーディネート研修の開催(開催回数:2回 テーマ:配偶者暴力被害者支援のためのコーディネート研修)		再掲	生活文化局
	○「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。(再掲)	○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口において、区市町村への技術的支援を行う。 ○相談業務の中で随時、区市町村に対して技術的支援を行う。 ○区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言		再掲	生活文化局
	○区市町村を訪問し、機能整備に向けた助言を行うことにより、支援センター機能整備を促します。(再掲)	○区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言(出前講座と合わせて20区市町村を訪問)		再掲	生活文化局
	○相談・支援体制が不十分な区市町村に対して、出前講座等を行い、体制強化を支援します。(再掲)	○区市町村聞き取り調査と合わせて20区市町村を訪問		再掲	生活文化局
④配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実	○配偶者暴力対策ネットワーク会議を通じて、都及び区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を強化し、広域的な被害者支援についての検討、地域によって差が生じない被害者支援ができる体制の強化を図ります。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議の開催 年2回 都計画等施策の推進を推進部会、区市町村を含む広域的な連携促進を連携部会が担当 ○構成の検討		再掲	生活文化局
	○推進部会を通じて、本計画の進捗状況を把握し、都における配偶者暴力対策の促進を図ります。	○推進部会の開催 年3回			生活文化局
	○連携部会を通じて、相談や自立支援の実務における課題を検討するなど、効果的な連携を進めます。	○配偶者暴力対策連携部会の開催 年3回(再掲) ○配偶者暴力相談支援センター連携会議の開催 年2回(再掲)			生活文化局
⑤被害者支援基本プログラムの活用(再掲)	○都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。(再掲)	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布 ○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」の内容を支援者以外にも分かり易くまとめた「ハンドブック」を改定し、被害者を発見する可能性のある保育所等へ配布することで、被害者の早期発見に		再掲	生活文化局
		基本目標2(1)の③ 参照		再掲	福祉保健局
施策目標(2)民間団体との連携・協力の強化					
①民間団体との連携の促進	○民間団体等が自主的に行う配偶者暴力対策に関する事業に助成し、その活動を支援します。	○DV防止等民間活動助成事業の実施(助成事業:1事業者に対し最高100万円、アドバイザー派遣:団体に対し、アドバイザーとして講師を派遣。) 連携コーディネーター事業の実施(複数団体が連携して被害者支援事業を行う場合に、コーディネーター経費を助成。1事業者に対し最高100万円)			生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○民間団体等が複数団体で連携して行う配偶者暴力被害者支援事業に助成し、その活動を支援します。	○連携コーディネーター事業の実施 (複数団体が連携して被害者支援事業を行う場合に、コーディネーター経費を助成。1事業に対し最高100万円)			生活文化局
	○被害者支援において幅広い活動を行っている民間支援団体との情報交換を積極的に行います。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議への民間団体への参加 ○配偶者暴力対策連携部会の開催		再掲	生活文化局
		○自立支援講座、子どもひろば、パソコン講座における協力団体との情報交換 ○NPO等支援団体との連携会議の開催			生活文化局
	○配偶者暴力相談支援センターが行う各種研修・講座の開催情報や、配偶者暴力対策に関する制度についての情報提供を細やかにいきます。	○職員向け研修：案内の送付 ○都民向け講座：案内の送付、ホームページ・メールマガジン・東京都広報等への掲載、プレス発表等			生活文化局
	○民間団体研修に、行政職員・相談員も参加することで、民間団体と行政の連携促進を目指します。	○民間団体向け研修の募集案内を男女平等参画施策担当職員及び男女平等参画センター職員・相談員、福祉事務所婦人相談員に送付 ○研修内に「情報交換会」の場を設け、民間団体と行政の連携を促進			生活文化局
②配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	○外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と連携して進めます。(再掲)	○外国人被害者支援を含めた民間団体の人材養成に係る研修の開催 (開催回数：2回、定員60名)		再掲	生活文化局
	○民間団体との協力により養成した人材が積極的に活動できるよう、関係機関、民間団体と調整を行います。	○区市町村へ通訳者を派遣するDV通訳者派遣事業を実施		再掲	生活文化局
	○民間団体研修を開催し、民間団体のメンバーのスキルアップを図ります。	○民間団体向け研修を2回実施			生活文化局
基本目標6 人材育成の推進と適切な苦情対応					
施策目標(1)人材の育成					
①職務関係者研修の充実	○職務関係者の質的向上に資する研修について、被害者のニーズに応じたテーマや対象を拡大して、一層充実させていきます。	○職務関係者研修について、ニーズや現状を踏まえてテーマや対象を設定し実施(開催回数：7回、テーマ：「配偶者暴力被害者支援」「交際相手からの暴力(デートDV)」ほか) ○区市町村における研修用DVDの活用の働きかけ。		再掲	生活文化局
	○区市町村における配偶者暴力等被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。(再掲)	○コーディネート研修の開催(開催回数：2回 テーマ：配偶者暴力被害者支援のためのコーディネート研修)		再掲	生活文化局
	○相談員等が代理受傷等によるバーンアウトに陥らないよう、相談員に対する研修の充実やピアカウンセリング※等を行います。 (※相談員同士など同じ立場の人同士が話を聞き合うこと)	○相談員養成講座の開催(開催回数：2回 テーマ：「相談員・職員のための基礎講座」「相談員・職員のための実践講座」) ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○ウィメンズプラザ相談員スーパーバイズ(毎月1回) ○相談員ケースカンファレンス(毎月1回)等で実施		再掲	生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○相談員の資格の認定など支援者の専門的能力の適正な評価に向けて、機会を捉えて国に働きかけます。	○国における検討状況等の情報収集			生活文化局
②配偶者暴力被害者支援民間人材の養成（再掲）	○外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と連携して進めます。（再掲）	○外国人被害者支援を含めた民間団体の人材養成に係る研修の開催（開催回数：2回、定員60名）		再掲	生活文化局
	○民間団体との協力により養成した人材が積極的に活動できるよう、関係機関、民間団体と調整を行います。（再掲）	○区市町村へ通訳者を派遣するDV通訳者派遣事業を実施		再掲	生活文化局
	○民間団体研修を開催し、民間団体のメンバーのスキルアップを図ります。（再掲）	○民間団体向け研修を2回実施		再掲	生活文化局
施策目標(2)二次被害防止と苦情への適切かつ迅速な対応					
①二次被害防止のための研修の充実	○配偶者等暴力の深刻さを十分に認識しないまま、不適切な対応を行わないよう、職務関係者はもちろん、区市町村における全ての窓口対応に当たる職員を対象として、二次被害防止のための研修を実施します。	○職務関係者研修の開催（基礎研修（2回））		再掲	生活文化局
	○警察や司法関係者なども含めた支援関係機関、民間団体に対しても研修への参加を促すほか、各団体での研修等への取組を働きかけます。	○職務関係者研修のうち、基礎研修（2回）への参加について周知を図る。		再掲	生活文化局
②相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化	○被害者の苦情に対して適切な対応がとれるよう、苦情処理担当への研修等を実施します。	○職務関係者研修の開催（基礎研修（2回））		再掲	生活文化局
	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の周知を図る中で、苦情処理についても周知を図ります。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布			生活文化局
基本目標7 調査研究の推進					
①配偶者暴力被害に関する調査研究	○都における相談事例の分析など、定期的に配偶者等暴力の被害や自立支援に関する実態の把握を行います。	○男女平等参画施策に係る年次報告を作成し、配偶者暴力の状況について実態把握 ○相談統計システムを活用し相談内容の分析を行う			生活文化局
	○基本計画の次期改定に向けて、被害者や関係機関に対する実態調査を行います。	○被害者のほか、都配偶者暴力相談支援センター、民間機関、弁護士会などの関係機関に対して調査を実施			生活文化局
②加害者対策のあり方検討	○国における加害者対策等に関する情報及び研究成果や民間団体を実施する加害者更生のための取組に関する情報の収集を行うとともに、都の相談等に寄せられた加害者からの相談内容の分析を行います。	○「男性のための悩み相談」の相談内容分析			生活文化局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○国の加害者更生及び加害者対策等の動向を見据え、加害者更生プログラムの司法制度における位置付けを明確にすることなど、必要な法制度を整えるよう、国に要望していきます。	○配偶者暴力の防止と被害者の保護の観点から、必要な法整備も含めた実効性ある加害者対策について検討を行うよう、国に要望			生活文化局
領域V 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策					
1 性暴力被害者に対する支援					
①被害者等への支援	○民間支援団体、協力医療機関、警察等と連携して、24時間365日、性犯罪・性暴力被害に遭われた方からの相談を受け付け、必要な支援につなげる「性犯罪・性暴力ワンストップ支援事業」を実施します。	○24時間365日相談受付（電話相談、面接相談） ○相談内容に応じて、医療機関や警察などに付添			総務局
	○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。（再掲）	○東京ウィメンズプラザの運営		再掲	生活文化局
		領域IV 基本目標2（1）の① 参照		再掲	福祉保健局
	○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。（再掲）	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回		再掲	生活文化局
	○区市町村の相談員等に向けた研修に、性暴力に関する相談を受けるに当たっての留意点等を加え、被害者支援の一層の充実を図ります。	○性暴力被害者支援のための研修を実施		再掲	生活文化局
	○女性警察官が配置されている交番、駐在所、鉄道警察隊分駐所等に「女性の安全相談所」を開設し、女性警察官が女性の被害や相談等の受理に当たり、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実を図ります。	交番、駐在所及び鉄道警察隊東京分駐所、新宿分駐所に「女性の安全相談所」（女性警察官配置時）を開設。			警視庁
	○「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図ります。	○通常業務を通じて実施			警視庁
	○「被害者の手引」の交付により、各種情報提供を行います。	○「被害者の手引」7,000部(身体犯用) ○英語版「被害者の手引」2,100部(身体犯用) ○韓国語版「被害者の手引」1,500部(身体犯用) ○中国語版「被害者の手引」1,600部(身体犯用)			警視庁
	○要請に応じて「被害者カウンセラー」を派遣し、被害者のカウンセリングや捜査員に対する助言等を行います。	○通常業務を通じて実施			警視庁
	○性犯罪被害者の診察等に係る経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に係る費用の一部を公費により支出します。	○通常業務を通じて実施			警視庁

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○被害を受けて自宅に居住することが困難となった被害者等に対し、一時的に利用する宿泊施設を公費負担により提供します。	○通常業務を通じて実施			警視庁
	○被害者の自宅が被害現場となった場合において、清掃業者によるハウスクリーニングに要する費用を公費で支出します。	○通常業務を通じて実施			警視庁
	○被害直後から弁護士に相談して適切な支援を受けられるよう弁護士会等と連携して支援を行います。	○通常業務を通じて実施			警視庁
	○女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。	○性犯罪捜査員の育成と本部、警察署への配置の拡充 ○性犯罪捜査員以外の者に対する指導・教育の実施 ○捜査資器材の整備			警視庁
	○性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしていきます。				警視庁
	○捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成増強を図ります。	○被害者に対する適切な初期対応要領の実施 ○性犯罪捜査員の効率的運用			警視庁
	○児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実を図ります。	○性犯罪捜査員の積極的活用 ○性犯罪対策の効果的推進 ○少年相談専門職員による被害少年に対するカウンセリングの実施			警視庁
②都における普及・啓発	○都内各大学等の学生等を対象に性犯罪被害に関する知識や性犯罪被害者への適切な接し方を学ぶ、「性犯罪被害に関する研修」を開催し、性犯罪被害者に対する正しい理解の増進を図ります。	○学校等の要請に応じて研修を実施			警視庁
	○「犯罪被害者週間」において広報啓発活動を推進し、性犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で被害者を思いやり支える気運を醸成します。	○被害者の心情に配慮した各種施策や広報啓発活動の積極的推進			警視庁
	○スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための啓発活動を推進します。	○性被害防止対策講習を含むファミリールール講座の開催や児童ポルノ被害防止及びスマートフォン利用に関する啓発等のリーフレットを作成し、配布			青少年・治安対策本部
		○子どもを守るネットルールTOKYOキャンペーンの開催 ○携帯電話販売事業者に対する要請の徹底 ○警視庁と東京教育庁との連携			警視庁
	○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。（再掲）	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」を関係機関に配布		再掲	生活文化局
2 ストーカー被害者に対する支援					
①被害者等への支援	○ストーカー行為は、事態が急展開して重大な結果に発展するおそれが高いなど、警察への早期の相談が重要であることから、相談窓口を広く周知し、適切に対応します。	○通常業務を通じて実施			警視庁

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○相談時に適切な対応ができるようにするため、各警察署員に対する研修の充実、強化を図ります。	○相談責任者実務研修、犯罪被害者支援専科等各種研修の実施 ○人身安全関連事案対策専科教養の実施 ○ストーカー対策実践塾の実施			警視庁
	○ストーカー事案については、認知の段階から生活安全部門、刑事部門等が一体となってその対処にあたりるとともに、警視庁人身安全関連事案総合対策本部と連携した検挙活動、保護対策等を実施するなど、被害者等の安全確保のために最も効果的な対策を実施していきます。	○通常業務を通じて実施			警視庁
	○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。（再掲）	○東京ウィメンズプラザの運営		再掲	生活文化局
		領域Ⅳ 基本目標2(1)の① 参照		再掲	福祉保健局
	○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。（再掲）	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回		再掲	生活文化局
②都における普及・啓発	○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。（再掲）	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」を関係機関に配布		再掲	生活文化局
	○ストーカーの被害者にならないための内容のほか、本人が気が付かないうちにストーカー行為をすることがないように、加害者にならないための内容を盛り込むなど、被害者・加害者の両側面からなるリーフレットを作成し、被害者・加害者を生まない社会の構築を目指します。	○女性の犯罪被害防止リーフレット 100,000部作成			青少年・治安対策本部
	○ストーカー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめとした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領等について専門講師による講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指します。	○女性の犯罪被害防止講習会 30回			青少年・治安対策本部
3 セクシュアル・ハラスメントの防止					
①相談・普及啓発	○労働者・使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	○労働相談などで対応			産業労働局
	○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、相談に応じます。（再掲）	○東京ウィメンズプラザの運営		再掲	生活文化局
		領域Ⅳ 基本目標2(1)の① 参照		再掲	福祉保健局

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
	○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回		再掲	生活文化局
②都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策	○各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図ります。	○会議の開催 年4回 ○セクシュアル・ハラスメント等対策について、各任命権者間の調整、意見交換等を行う。			総務局
	○講師養成研修「人権・同和問題科」 都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、セクシュアル・ハラスメントに関する研修も行います。	○管理職及び管理職候補者を対象に年2回実施 ○受講予定者約140名			総務局
	○新任研修「新任研修(前期)」 「人権」の科目において、ハラスメントに関する講義の中で男女雇用機会均等法に触れながら、セクシュアル・ハラスメント等に関する研修を行います。	○新規採用職員を対象に年1回実施 ○受講予定者約1,200名			総務局
	○ダイバーシティ時代のハラスメント対策 すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め合うことも含めた、総合的なハラスメント防止対策を行います。	・セクハラ、パワハラ、マタハラなどさまざまなハラスメントに関する意識調査等(予定)			総務局
	○公立学校の1年次(初任者)研修や中堅教諭等資質向上研修、管理職研修(候補者を含みます。)において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	○教育管理職候補者研修 618名 年1回開催 ○主任教諭任用前研修 1910名 年1回開催 ○初任者等研修 598名 年1回開催 ○中堅教諭等資質向上研修 1441名 年5回開催			教育庁
4 性・暴力表現への対応					
①メディアへの対応	○「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激するなど、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分陳列を徹底します。	○東京都青少年健全育成審議会の開催 (不健全図書類の諮問 年12回) ○不健全図書類の販売状況に関する立入調査 通年			青少年・治安対策本部
	○「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングの普及を推進します。	○携帯電話端末等の利用による有害情報の閲覧防止措置について、青少年インターネット環境整備法の改正に伴い、東京都青少年健全育成条例を改正。フィルタリングサービスの更なる利用促進を図る。 (ファミリールール講座(講演会、グループワーク等)の実施 通年)			青少年・治安対策本部
	○インターネットやゲームをする上での、家庭内におけるルールづくりを支援することで、親子のコミュニケーションをより一層、緊密にすると同時に有害情報から子供を守ります。				青少年・治安対策本部

事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局	
	○情報活用能力向上推進事業や教職員研修センター等における教員研修を通して、性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図ります。	1 親子情報モラル教室の実施(予定：公立小学校150校) 2 情報教育推進校の指定(予定：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校から計8校) 3 情報教育研修の実施(年2回) 4 「SNS東京ルール」共同研究プロジェクトを通じた補助教材「SNS東京ノート」の作成・配布(都内公立学校の全児童・生徒に配布) 5 専門性向上研修 ・情報・ICT活用研修Ⅱ 年3回開催			教育庁	
②被害者への支援等	○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じます。(再掲)	○東京ウィメンズプラザの運営		再掲	生活文化局	
		領域Ⅳ 基本目標2(1)の① 参照		再掲	福祉保健局	
	○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲) ○サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法情報を収集し、対策と取締りを推進します。	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回		再掲	生活文化局	
③普及・啓発	○児童・生徒や保護者、その地域の有志等を対象に、児童ポルノの概要や児童ポルノ被害事案、被害に遭わないための防犯対策に関する啓発講演会等を実施します。	○児童・生徒や保護者、その地域の有志等を対象に、「自撮り被害」やJKビジネスによる被害など性被害の実態やその危険性を理解するための講習会等を実施 (ファミリールール講座(講演会、グループワーク等)の実施 通年) ○性被害防止対策等リーフレットを都内新小学5年生、新中学1年生及び保護者に配布	領域Ⅴ 1の②参照	再掲	青少年・治安対策本部	
	○ストーリー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめとした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領等について専門講師による講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指します。(再掲)		領域Ⅴ 2の② 参照		再掲	青少年・治安対策本部
	○ネット環境浄化のために、サイバー犯罪対策協議会等と連携した広報啓発活動を推進します。	○通常業務を通して実施				警視庁
	○スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪等を防止するための啓発活動を推進します。(再掲)		領域Ⅴ 1の② 参照		再掲	青少年・治安対策本部
			領域Ⅴ 1の② 参照		再掲	警視庁

	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	備考	再掲	所管局
		○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。（再掲）	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」を関係機関に配布		再掲	生活文化局

男女平等参画推進関連事業（追加）

No.	事業名	事業概要	平成31年度予定	所管局	計画事業一 覧記載箇所
			事業規模		
☆1	建設業における女性活躍推進事業	○女性技術者対象 建設業界で働く女性の活躍推進について広く情報発信するとともに、提言を行うため、セミナー等を開催する。 ○女子学生対象 将来の担い手となりうる学生等へのPRのため、学生向けイベントに参加する。（ブース出展）	○セミナー等の開催（参加者約100名～200名程度） ○学生向けイベントへの参加（参加者約200名程度）	建設局・各局	領域Ⅰ① 領域Ⅰ② 領域Ⅰ⑦
☆2	建設現場の「環境整備対策」	公共工事を担う人材の確保・育成を目的とした「環境整備対策」として、快適性が高く女性も利用しやすい男女別のトイレである「快適トイレ」や「女性用更衣室」の設置を行う	原則全ての工事を対象として受注者と協議を行い、協議内容に応じて実施	下水道局	領域Ⅰ①
☆3	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	研修 20回 専門家派遣 延500回 奨励金 300社	産業労働局	領域Ⅰ② 領域Ⅱ1① 領域Ⅱ1② 領域Ⅱ1③ 領域Ⅱ1④
☆4	保育支援付き施設内訓練	職業能力開発センター・校に入校する育児中の人に対して、保育施設の提供を支援することにより、育児等による離職からの再就職を支援します。	保育支援枠 12人（4センター×3人）	産業労働局	領域Ⅰ⑥
☆5	地下駅における女性職員施設の整備方法の検討	女性施設の整備が進んでいない地下駅について、整備方法の検討をするため、現場の詳細調査を行う。	調査委託を実施	交通局	領域Ⅱ3①
☆6	クラウドファンディングを活用した資金調達支援	主婦・学生・高齢者等の様々な層による創業や新製品の開発、ソーシャルビジネス等への挑戦を促進するため、クラウドファンディングを活用した資金調達を支援します。	・クラウドファンディングの利用に伴う手数料の補助（手数料の原則2分の1、上限30万円）	産業労働局	領域Ⅰ⑤

No.	事業名	事業概要	平成31年度予定	所管局	計画事業一 覧記載箇所
			事業規模		
☆7	女性経営者等の活躍促進事業	企業経営における女性の活躍の推進により、これまでにない新たな視点での事業展開など、事業活動の活性化が期待されるが、企業経営を志す女性や新たに経営者となった女性は、ロールモデルの少なさなど、男性にはない様々な課題に直面している。 そこで、女性経営者等に必要となる知識やノウハウ、ネットワークの獲得に対する支援を行うことにより、企業経営における女性の活躍促進を図り、もって、都内産業の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・NEW CONFERENCEの開催 開催回数：1回/年 参加者数：1,000人程度 ・セミナー等の開催 開催回数：5回/年 参加者数：30人程度/回（年間延べ150人程度） ・個別相談の実施 相談回数：延べ50人/年 	産業労働局	領域Ⅰ⑤
☆8	レディGO！ワクワク塾	出産等を機に離職した女性に対し、働くことのイメージを醸成するための講座と企業への短期のインターンシップを託児付きで実施するなど、女性の再就職を支援します。	レディGO！ワクワク塾 年120人 インターンシップ 年120人	産業労働局	領域Ⅰ⑥
☆9	育児・介護からのジョブリターン制度整備推進事業	やむを得ず、妊娠、出産、育児又は介護を理由に退職した方が、退職前の会社に復帰できる制度を整備する企業を支援する。	規模 300件 金額 200千円	産業労働局	領域Ⅰ⑥
☆10	介護休業取得応援事業	従業員に介護休業を取得させ復帰させた企業への支援を行うことで企業の職場環境整備を推進する。	規模 50件 金額 500千円	産業労働局	領域Ⅰ⑥
☆11	男性の家事・育児への参画	男性の家事・育児参画の気運醸成に向けた事業展開に活用するため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施	生活文化局	領域Ⅱ1① 領域Ⅱ1② 領域Ⅱ1③ 領域Ⅱ1④ 領域Ⅱ2
☆12	家事支援外国人受入事業	国家戦略特区制度を活用して受け入れた外国人材による家事支援サービスを認定事業者が提供します。	都が事務局を務める管理協議会による認定事業者の管理・指導	政策企画局	領域Ⅱ1① 領域Ⅱ1③
☆13	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援する。また公共施設のトイレの洋式化及び女子トイレの増設等に取り組む区市町村を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業 8区市町村 ・ユニバーサルデザインのまちづくり緊急整備事業 20区市町村 ・公共施設のトイレの洋式化 1,450基 ・公共施設の女子トイレの増設等 20件 	福祉保健局	領域Ⅱ1③ 領域Ⅲ② 領域Ⅲ④
☆14	大江戸線への子育て応援スペースの試験導入	お子様連れのお客様が安心して気兼ねなく電車を利用できるように、大江戸線の一部の車両に子育て応援スペースを試験導入する。	車両改修、試験導入	交通局	領域Ⅱ1③
☆15	女性活躍推進のための研修の実施	育児や介護等のライフイベントを控えた女性職員が積極的にキャリア形成を考えられるよう、専門家による講演や管理監督職への意識醸成などを内容とする研修を実施する。	・ライフワークバランス研修 年1回実施	水道局	領域Ⅱ3①

No.	事業名	事業概要	平成31年度予定	所管局	計画事業一 覧記載箇所
			事業規模		
☆16	女性消防職員の活躍を支援する環境整備	女性消防職員の更なる活躍のため、より良い職場環境の実現に向けた取組の推進を図ります。	女性活躍推進に係る施策の理解を深め、幹部職員としての能力向上を図るとともにキャリア形成を確立することを目的とした研修を実施します。 育児休業復帰後の短時間勤務をする女性の活躍も可能とする救急隊を創設します。	東京消防庁	領域Ⅱ 3②
☆17	妊娠相談ホットライン	若年妊婦や望まない妊娠等に対する支援策を充実させるため、妊娠相談を望む人が確実に支援を受けられる体制を確保する。	福祉保健局の「妊娠相談ホットライン」及び「女性健康ホットライン」に寄せられた相談のうち、若年妊婦や望まない妊娠等に対し、確実に医療につなげるよう、都立病院への予約を行う。 都立病院においては、「女性の健康相談窓口」を設置し、対面相談及び妊娠判定検査を行った上で、保健所等へつなぐことで、若年妊婦や望まない妊娠等に対して支援を行う。	病院経営本部	領域Ⅱ 3⑤
☆18	地元から発信する健康づくり支援事業	地域で健康づくりに取り組む団体等の活動事例の表彰や紹介を通じて、健康寿命の延伸に向けた地域活動の活性化を図る。	健康づくり活動を積極的に行っている団体、事業所を区市町村による推薦等を通じて募集。優秀な団体を表彰し、優れた取組について事例集として発行。 ・表彰式兼活動報告会 1回 ・取組事例集 3,000部	福祉保健局	領域Ⅱ 3⑤ 領域Ⅲ②
☆19	復職支援プログラム	育児、介護等で長期離職していた医師を対象に、都立病院の指導ノウハウや豊富な症例数などのスケールメリットを活かして、臨床能力の向上や最新知見等の習得を目的としたオーダーメイド型の復職支援研修を行う。	「東京医師アカデミー」を運営する都立病院において、臨床能力の向上及び最新知見の習得のための復職支援プログラムを提供	病院経営本部	領域Ⅰ ⑥
☆20	女性アスリートへの支援（普及啓発冊子の作成）	<H30年度事業概要> 女性アスリート特有の健康上の課題と対応等を記載した冊子を作成し、都内競技団体等を通じてジュニア層や指導者等に普及啓発する。	<H31年度の取組> 都が実施する競技力向上事業を活用し、参加者である女性アスリートに冊子等を用いて普及啓発を促進する。	オリンピック・パラリンピック準備局	領域Ⅱ 3⑤
☆21	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する研修	○新任研修「新任研修（前期）」 「人権」の科目において、ハラスメントに関する講義の中で男女雇用機会均等法に触れながら、セクシュアル・ハラスメント等に関する研修を行います。	○新規採用職員を対象に年1回実施 ○受講予定者約1,200名	総務局	領域Ⅰ ③
☆22	女性医療の充実	様々な診療科及び多職種による連携の下、思春期から妊娠の前段階、妊娠、出産、子育て／仕事、更年期、老年期と女性のライフステージに応じた医療及び支援を切れ目なく提供する体制を整備する。	○大塚病院において、女性医療の充実に向けて方向性を検討 ○多摩メディカル・キャンパス整備基本計画を踏まえ、レディースエリアの設置に向けて具体的に検討	病院経営本部	領域Ⅱ 3⑤

No.	事業名	事業概要	平成31年度予定	所管局	計画事業一覧記載箇所
			事業規模		
☆23	女性の健康等に関する普及啓発	都立病院の医療スタッフが、自治体の健康づくり部門や保健所、民間と連携し、女性に関する医療や健康づくり情報の普及啓発及び情報発信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大塚病院において、妊娠・出産、女性特有の疾患等に関する公開講座を開催 ○ 大塚病院において、女性に関する医療・健康に関する情報を発信 	病院経営本部	領域Ⅱ 3 ⑤
☆24	院内保育の地域開放	職員の福利厚生として都立病院内に設置・運営している保育室（認可外保育室）において、空き定員の一部を地域開放する。	○駒込病院の院内保育室を地域開放するとともに、他の保育室についても利用状況を踏まえて地域開放を検討	病院経営本部	領域Ⅰ ② 領域Ⅱ 1 ③
☆25	配偶者暴力からの子供のケア	都立病院の医療スタッフが、地域の関係機関等と連携し、配偶者暴力のある家庭で育った子供とその母親に対して、心の傷の回復等を支援する。	○大塚病院の医療スタッフが、子供家庭支援センターや保健所、保健センター等で開催する子育て講座において、育児相談の実施を検討	病院経営本部	領域Ⅳ基本 目標 4